

三保半島景観形成ガイドライン
[たてもの・看板編]

静岡市

三保半島景観形成ガイドライン
[たてもの・看板編]

目次

1. 目的と位置付け	1
1-1. 目的	1
1-2. 位置付け	2
2. ガイドラインの運用方法と対象	4
2-1. ガイドラインの利用者と運用方法	4
2-2. ガイドラインの対象	5
3. 景観面から見た課題と将来の景観像	7
3-1. 景観面から見た課題	7
3-2. 将来の景観像	8
4. 三保半島景観形成ガイドライン	9
4-1. 配慮すべき景観要素	9
4-2. 路線毎のガイドライン（配慮内容）	9
4-2-1. (県) 三保駒越線（三保街道）	11
4-2-2. (市) 塚間羽衣線	21
4-2-3. (市) 羽衣海岸線	31
4-2-4. 参道	41
4-2-5. 神の道	51
参考資料	60

1.目的と位置付け

1- 1.目的

2013年6月、富士山は、その周辺の構成資産を含み、世界文化遺産「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」として登録されました。富士山は、古より霊峰富士として畏れ崇められる対象となるとともに、遠方より望む秀麗な姿が多くの芸術作品の主題となるなど、日本人の信仰や美意識などと深く関係を持ってきました。また、富士山周辺の神社や登山道、風穴、湖沼などの多数の文化財が、富士山の価値を構成する資産として大切に受け継がれてきています。

こうした中、構成資産の一つである三保松原は、『万葉集』以降多数の和歌の題材や謡曲『羽衣』の舞台になり、また15～16世紀以降は三保松原を手前に配した構図が富士山画の典型となるなど、詩歌や絵画をはじめとする多数の芸術作品を生み出す、富士山眺望の重要な景勝地の一つになっています。

しかし、霊峰富士を仰ぎ見る県道三保駒越線(三保街道) (以下「三保駒越線」という。)などの沿道空間は、「信仰の対象」と「芸術の源泉」としての世界文化遺産(構成資産)を有する三保半島において、富士山の眺望景観への配慮が十分であるとは言えない状況が見受けられます。

本市では、「静岡市景観計画(平成20年4月)(以下、「景観計画」という。))や静岡市屋外広告物条例に基づいて、静岡市らしい景観形成の推進を図っているところですが、三保松原への主要なアクセス道路となっている三保駒越線等の良好な沿道景観や眺望景観を保全・形成していくためには、地区の実情に合わせたより一層の検討が必要であると考えられます。

道路景観は、公共空間である道路区域だけでなく、沿道のまち並みと一体となって形成されるものです。今後、本市は市道羽衣海岸線(以下「羽衣海岸線」という。)の整備や三保駒越線の拡幅・無電柱化を進め、三保半島にふさわしい公共空間を創出していきますが、沿道の建築物や屋外広告物からなるまち並みも合わせて良くなっていくことで、全体で良好な道路景観が形成されると考えます。

この三保半島景観形成ガイドライン[たてもの・看板編](以下「ガイドライン」という。)は、日本のみならず世界的にも大きな影響を及ぼした葛飾北斎の「富嶽三十六景」に見られる富士山を中心とした美しい景観を、後世に引き継いでいけるよう、三保駒越線等の沿道空間において取り組むべき景観形成の基本的な考え方や配慮内容などを示すものとして取りまとめたものです。

ガイドラインの活用により、官民連携し、地域住民が自らの景観として誇ることができ、観光客にとっても魅力ある三保半島のまち並みづくりを目指すものとします。

1- 2.位置付け

このガイドラインは、関係法令を遵守した上で、静岡市景観計画を踏まえて、三保半島内における主要な道路とその沿道の景観形成の基本的な考え方や配慮内容を示した2つの手引書（公共的空間を対象とした「たてもの・看板編」と公共空間を対象とした「道路編」）のうちの1つです。

一定の大規模な建築物、工作物については、静岡市景観計画に定める景観形成基準を守っていただく必要がありますが、このガイドラインは、三保半島の世界文化遺産にふさわしいまち並みとなるよう、全ての建築物や工作物に景観上の配慮をしていただくことを狙いとしています。

同様に屋外広告物についても、三保半島は静岡市屋外広告物条例に基づく第1種特別規制地域又は第2種特別規制地域に指定（3ページの規制図参照）されていますが、条例で定める基準に加え、大きさや色彩などにも配慮していただくことを狙いとしています。

ガイドラインを活用し、世界文化遺産「富士山」と一体となった魅力ある三保半島の景観形成を図っていくとともに、地域主体の景観まちづくりの推進に役立てていくものとします。

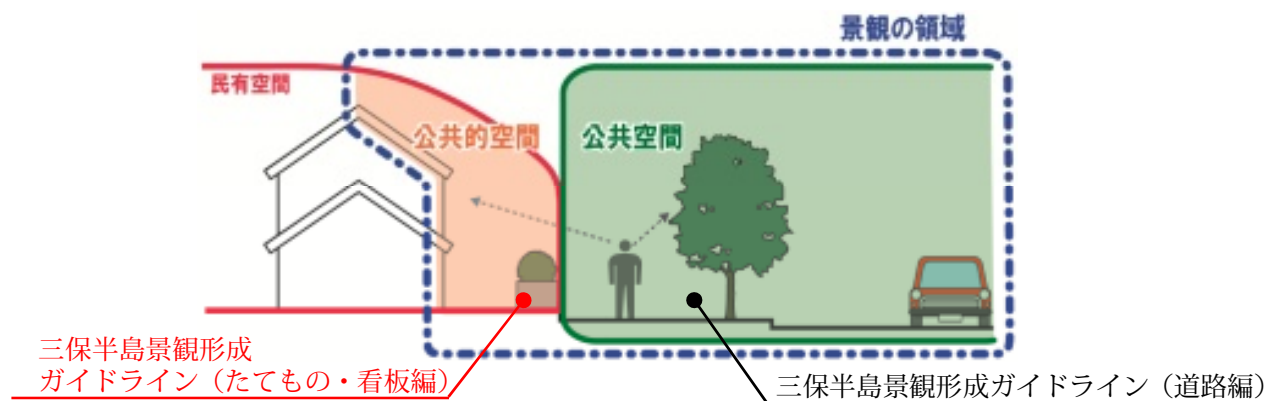


図 景観の領域

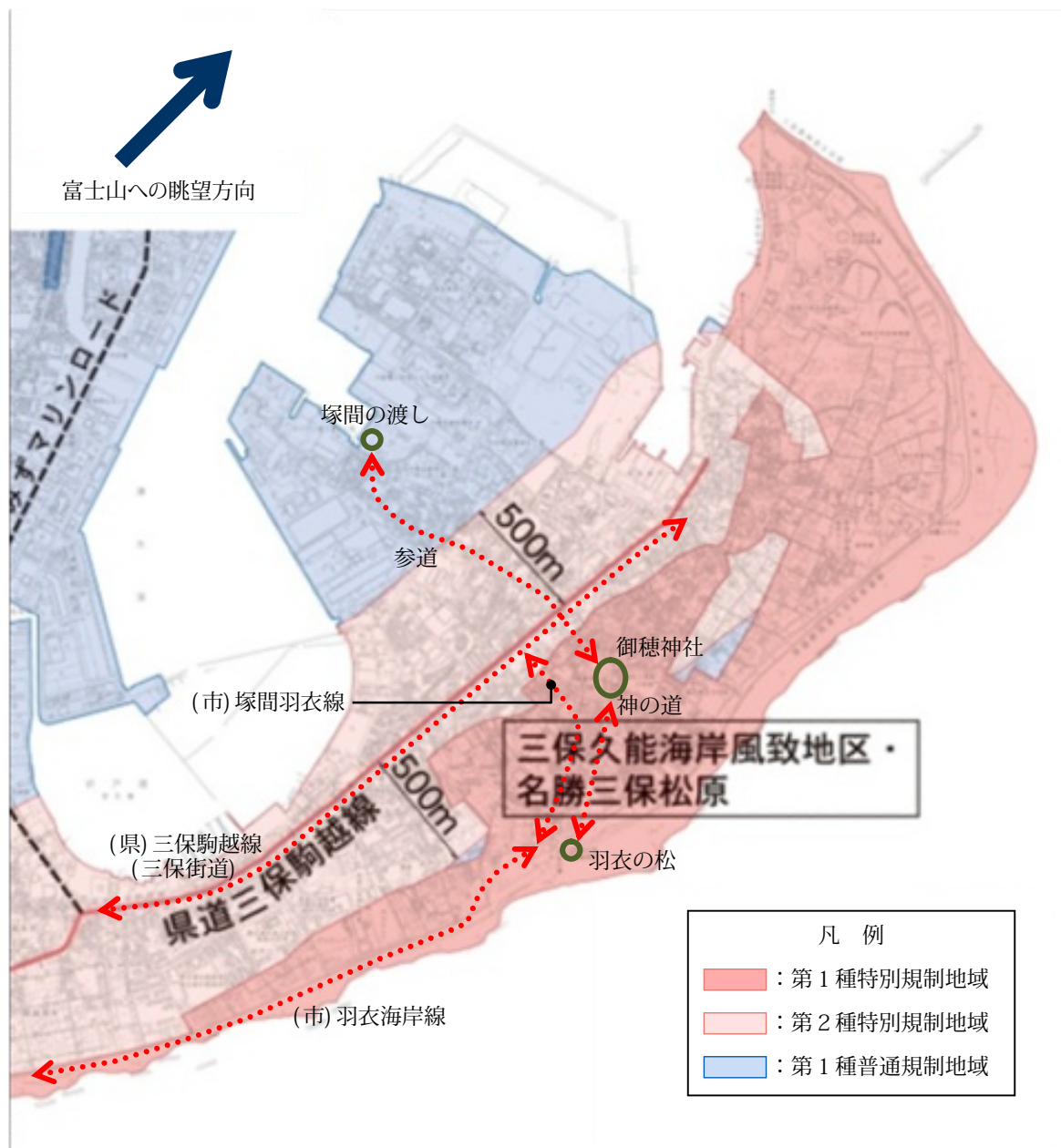


図 静岡市屋外広告物条例における規制図

2.ガイドラインの運用方法と対象

2- 1.ガイドラインの利用者と運用方法

(1)想定する利用者

ガイドラインは、主に以下の方々の利用を想定しています。

○対象路線沿道に建築物及び屋外広告物の建築・設置等を行う
 施主（住民・企業・行政）、設計者（民間事業者） 等

(2)運用方法

ガイドラインは、建築物の要素（配置、規模、形態・意匠、色彩、外構等）や屋外広告物の種類（屋上広告、壁面広告、袖看板、立看板等）毎に配慮すべき事項（配慮事項）をまとめることで、「(1) 想定する利用者」が建築物や屋外広告物の建築・設置等をする際の参考とし、自らが魅力ある沿道景観及び富士山への眺望景観を創出していくものです。

また、今後以下のような制度等を活用し、地域住民を主体とした景観のルールづくりを進めていくためのたたき台として活用することを想定しています。

表 景観まちづくりを進めるための制度概要

制度名	根拠法令	制度概要
景観地区	景観法、都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態意匠や高さ、壁面の位置等に関するルールを設定。 建築主は事前に市へ申請を行い、認定を受ける制度。
地区計画	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態意匠や高さ等に関するルールを設定。（他にも用途や敷地面積に関するルール設定も可能。） 建築主は事前に市へ届出を提出し、市が基準に適合しているか確認する制度。（条例を制定することで認定を受ける制度とできる。）
景観計画重点地区	景観条例	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の形態意匠、高さや壁面の位置等に関するルールを設定。 建築主は事前に市へ届出を提出し、市が基準に適合しているか確認する制度。（不適合な場合、届出者と協議を行い、是正させる。）
広告景観整備地区	屋外広告物条例	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の位置、形状、面積等に関するルールを設定。 屋外広告物設置者は、事前に市へ申請を行い、許可を受ける制度。
景観協定	景観法	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や屋外広告物の景観ルールを設定可能。 地域住民が定めた協定内容を市が認可する制度。 着手前の設計等の確認手続きを協定で定めることが可能。（地元団体等での事前の承認制度等が想定される。）
広告景観協定	屋外広告物条例	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物の位置、形状、面積等に関するルールを設定。 地域住民が定めた協定内容を市が認可する制度。 着手前の設計等の確認手続きを協定で定めることが可能。（地元団体等での事前の承認制度等が想定される。）
清水港・みなと色彩計画	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築物や工作物の色彩についてのガイドプラン。 建築主は事前に協議会に連絡し、配色についてのアドバイスや色彩計画の提案を受けることができる。

2- 2.ガイドラインの対象

ガイドラインが対象とする路線は、三保半島内において道路幅員や交通量などから主要な道路として位置付けられる路線、また富士山への眺望や神社参道などの自然的、歴史的な特徴があり、景観形成を積極的に進めることが必要であると考えられる路線とします。

具体的には、三保駒越線、市道塚間羽衣線（以下、塚間羽衣線）、羽衣海岸線、参道、神の道の5路線沿道の建築物と屋外広告物です。

なお、以下に列記する屋外広告物は適用除外とします。

表 対象路線の概要

路線名称	概要		
	対象区間	延長	幅員
1.(県)三保駒越線(三保街道)	駒越東町交差点～三保北交差点	約 2,900m	14m (計画 20m)
2.(市)塚間羽衣線	羽衣海岸線～三保駒越線	約 700m	新設 (計画 20m)
3.(市)羽衣海岸線	国道 150 号～塚間羽衣線	約 2,400m	新設 (計画 12m)
4.参道	塚間の渡し周辺	—	4～6m
5.神の道	御穂神社～羽衣の松	約 600m	

■適用除外の屋外広告物

- ・法令（条例含む）の規定により設置する広告物
- ・公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター、立札等
- ・冠婚葬祭・祭礼等のため、一時的に設置する広告物
- ・イベント等のため、その会場の敷地内に設置する広告物
- ・イベント等のため、その会場等への誘導、交通規制をするための広告物
- ・工事等に伴う交通規制及び注意喚起のための広告物
- ・町内会、自治会等が設置する掲示板
- ・防災目的（海拔表示、避難誘導等）、緊急時（災害時、伝染病等の発生時）、事故捜査等に関する広告物



図 対象5路線の位置

3.景観面から見た課題と将来の景観像

3- 1.景観面から見た課題

三保半島は、道路や公園などの公共空間を視点場とした際、美しい霊峰富士の姿を眼前に仰ぎ見ることのできる景観上素晴らしい地域であると言えます。

こうした中、三保半島を代表する観光地の三保松原が2013年に富士山の構成資産の一つとして世界文化遺産に登録されたことにより、それらを目当てに訪れる観光客の増加がまちの活性化にも繋がると期待されています。

しかし、三保半島のまち並み景観を改めて見てみると、三保駒越線沿道には屋外広告物が立ち並び、一部の屋外広告物では、富士山への眺望を阻害しているものも設置されています。

他の路線を含めた建築物についても構成資産周辺のまち並みとして富士山との一体的な景観を形成しているとは言えない状況にあります。また、道路についても電線類をはじめ、電柱、信号柱、道路照明灯及び道路標識も富士山への眺望に十分配慮しているとは言い難い状況になっています。

このような状況の中、観光客が世界文化遺産の三保松原を目指して訪れる際、富士山が三保半島のどこからでも美しく、また魅力的に見えるよう、三保半島は公共空間と民有空間のいずれにおいても、富士山への眺望について景観面から配慮された地域であることが望まれます。

また、観光客だけに留まらず、三保半島で暮らす人や事業を営む方々にとって、富士山を中心とする美しく魅力的なまちを形成していくことは、皆の心を豊かにするとともに、世界文化遺産の地に暮らすことへの誇りと愛着を一層掻き立て、まちづくりへの参画のきっかけにもなり得ると考えます。



(県) 三保駒越線(三保街道)



(市) 羽衣海岸線(予定地)



(市) 塚間羽衣線



参道



神の道

3- 2.将来の景観像

三保半島では、当該地域が「世界文化遺産の構成資産の地」であるという認識を地域の住民や事業者、行政職員のそれぞれで共有し、富士山への眺望景観を中心とする美しく魅力的なまち並みづくりに取り組んでいくこととします。

世界遺産にふさわしい三保半島のまち並みづくり

このため、三保半島においては、古来より当該地区から見えていた富士山に対して畏敬の念を払い、これからも富士山を如何に美しく魅力的に見せていくことができるかを「図と地」の関係^{※1}から捉えて、景観の形成を進めていくものとします。

遠方に望む富士山や沿道の建築物などを「図」として捉え、道路や公園などの公共空間、あるいは公共施設を「地」として捉えて、「地」は「図」である富士山や沿道建築物などを引き立てながら、双方がバランスよく調和した景観を形成していきます。

特に沿道のまち並みにおいては、富士山を際立たせる景観の形成を図ってだけでなく、構成資産周辺のまち並みとして、住民や観光客が魅力を感じることでできる景観形成を図っていきます。



三保松原から望む富士山

※1：心理学で、ある物が他の物を背景とし全体の中で浮き上がって明瞭に知覚されるとき、前者を「図」といい、後者(背景になる物)を「地」という。これを景観の中で整理したとき、景観の主役となる物(例えば富士山など)を「図」として位置付け、それを引き立てる物(例えば道路など)を「地」として位置付けて表わす。

4. 三保半島景観形成ガイドライン

4- 1. 配慮すべき景観要素

ガイドラインは、建築物及び屋外広告物の以下の要素を対象としています。

表 配慮すべき景観要素

種類	景観要素
建築物	配置・規模、形態・意匠、色彩、建築設備、外構・緑化等
屋外広告物	個数、配置、高さ、大きさ、形態・意匠、色彩 ※屋外広告物については、以下の種類別にまとめます。 広告塔・広告板、屋上広告、壁面突出広告、壁面（塀）利用広告、のぼり、その他
	<p>※適用除外となる屋外広告物については5ページをご覧ください。</p>

4- 2. 路線毎のガイドライン (配慮内容)

ガイドラインは、三保駒越線、塚間羽衣線、羽衣海岸線、参道、神の道の5路線に関して、各路線の現状を踏まえ、景観形成上の配慮内容を示しています。

4-2-1. (県) 三保駒越線(三保街道)

Mihokomagoe-Line

県道三保駒越線(三保街道)の現状と景観形成の配慮方針

■路線の位置付け・特性

三保駒越線は、三保半島を南北に貫き、地域の主産業である重工業や住民の生活を支える道路としてだけでなく、世界文化遺産富士山の構成資産である「三保松原」への主要なアクセスルートとしても利用されている重要な道路です。

また、三保駒越線は、当該道路を北進する際に正面に雄大な富士山を仰ぎ見ることになり、景観上も重要な道路の一つです。

沿道には、2～3階建の住宅、商業施設や工場等が立地していますが、これまで景観形成の取組みが特に行われてきていなかったため、背景に眺めることのできる富士山と一体的で魅力的な景観を形成しているとは言えない状況にあります。



■景観形成の配慮方針

世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成する景観づくり

世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成するために、背景の富士山への眺望に配慮するとともに、沿道のまち並みにまとまりを感じることで景観の形成を目指します。



①折戸二丁目



②折戸四丁目(東海大学入口交差点付近)



③三保(羽衣の松入口交差点付近)

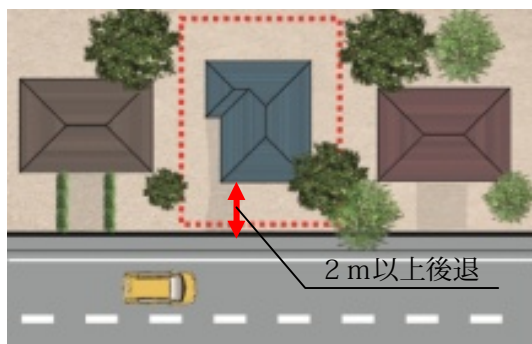


④三保(三保ふれあい広場付近)

たてもの編

①配置・規模

- A-1. ゆとりある沿道景観を創出し、富士山への眺望を確保するため、三保駒越線との道路境界から2m以上後退する。
敷地形状上、2m以上後退できない場合は、可能な範囲の中でできる限り後退する。
- A-2. 周辺の沿道建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは、原則、3階以下かつ10m以下とする。
4階以上となる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、三保駒越線に面する4階以上の部分を下階の外壁面の位置から1m以上後退する。



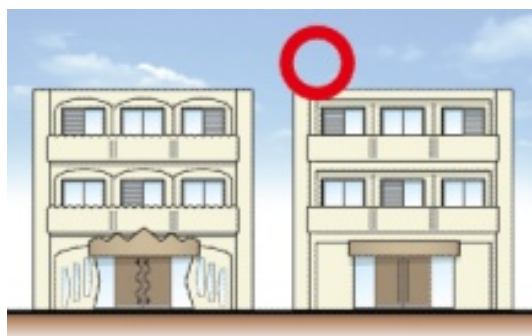
ゆとりある沿道環境を創出するために道路境界から壁面の位置を後退しています



周辺の建築物との調和を図るため、建築物の高さを3階以下かつ10m以下としています

②形態・意匠

- B-1. 形態・意匠は、富士山の魅力を際立たせるため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。
- B-2. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。



外観に派手な装飾は避け、シンプルで飾りのない意匠としています



単調な壁面とならないよう、バルコニー等により壁面に凹凸を設けることで沿道に与える圧迫感を軽減しています

③色彩

C-1. 外壁の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内 (静岡市環境色彩ガイドライン (治道系市街地景観ゾーン) の色彩範囲)とする。

ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の 1/20 に限ってはこのかぎりではない。

C-2. 屋根の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いたある色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内 (静岡市環境色彩ガイドライン (建築物の屋根・工作物) の色彩範囲)とする。

外壁の色彩			屋根の色彩		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
10R～4.9YR 2.6Y～5Y	8 未満の場合	3 以下	10R～5Y	6 以下	4 以下
	8 以上の場合	2 以下			
5YR～2.5Y	8 未満の場合	5 以下			
	8 以上の場合	3 以下			
上記以外	8 未満の場合	2 以下	上記以外		2 以下
	8 以上の場合	1 以下			
無彩色	—	0 (使用可)	無彩色		0 (使用可)

※「清水港・みなと色彩計画」で定める地区内における建築物等については、これによる。



派手で多数の色使いの外壁を避け、周辺の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩としています



派手な色使いの屋根を避け、周辺の建築物や自然景観、外壁の色と調和する落ち着いた色彩としています

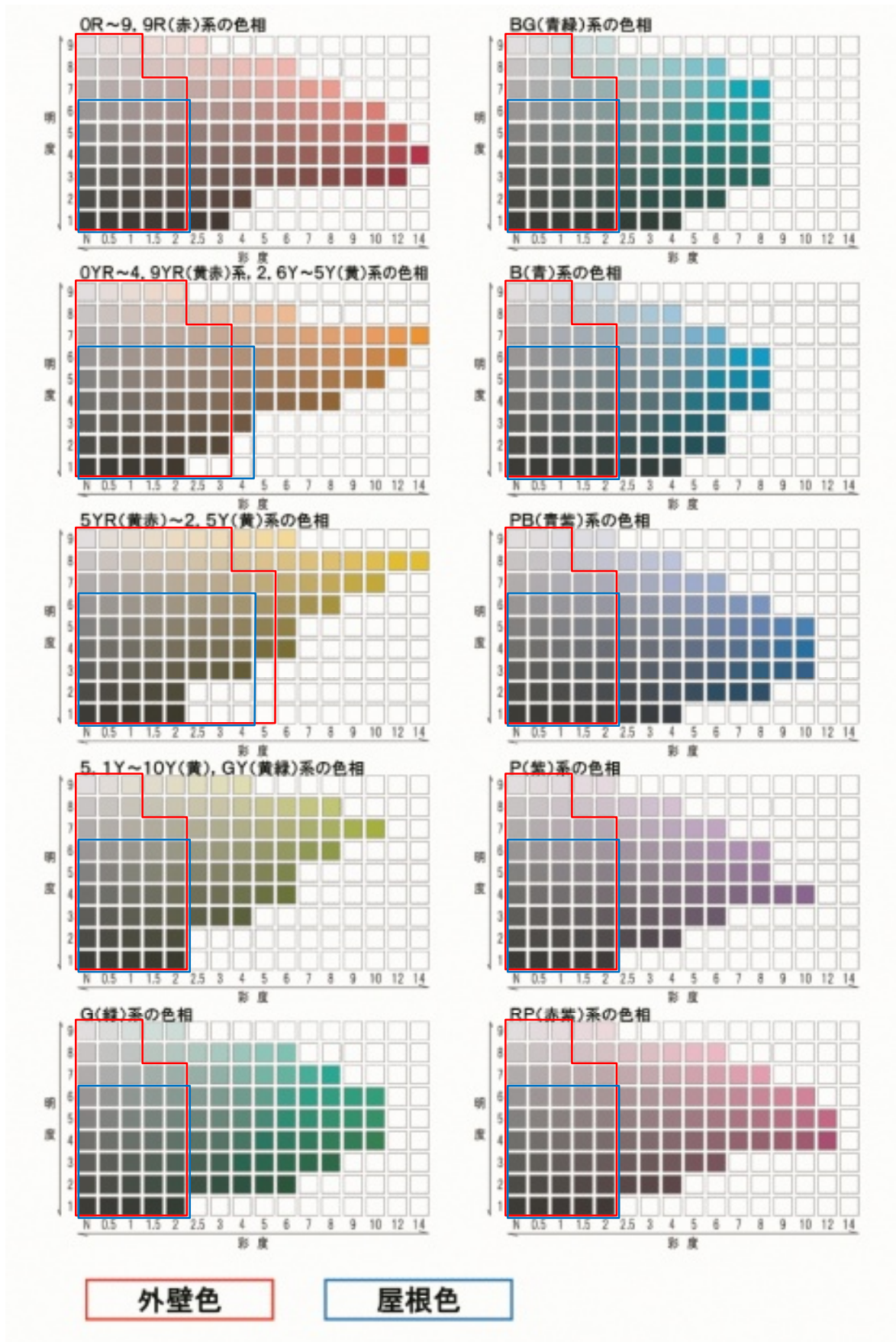
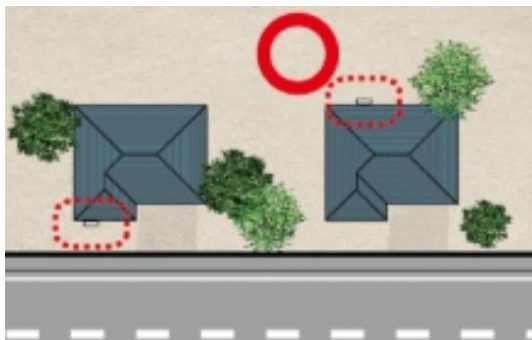


図 色彩基準の範囲

④ 建築設備

- D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への魅力ある眺望を確保するため、三保駒越線から望見できない場所に設置する。
やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。



沿道景観を妨げないようにするため、室外機を道路から見えない位置に配置しています



建築物の外壁や周辺景観と調和するよう、室外機を木調のルーバーで遮蔽しています

⑤ 外構・緑化等

- E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。
なお、沿道景観の連続性を阻害しないよう配慮する。
- E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。
- E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。
- E-4. 敷地内に商品・商品ケース等 (段ボール、ビールケース等) を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への魅力ある眺望を確保するため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。



緑が連続する沿道空間となるよう、道路境界部に生垣を設けています

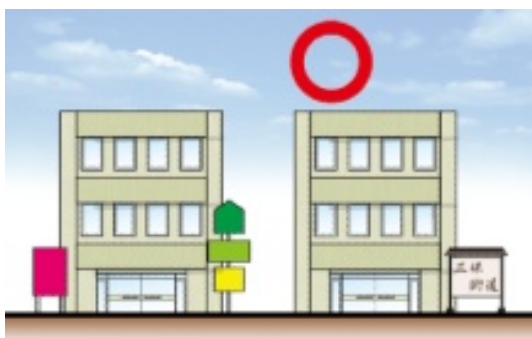


道路に面した駐車場の車の目隠しとなるよう、道路境界部に生垣を設けています

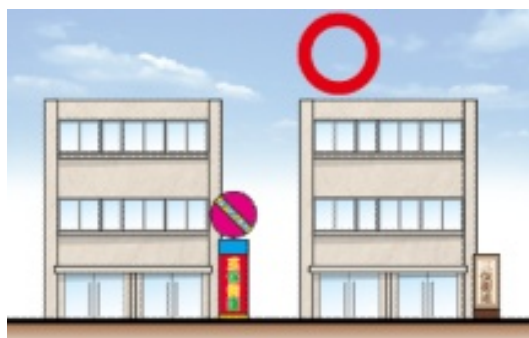
看板編

① 広告塔・広告板

- A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への眺望を確保するため、高さが3mを超えるものは1敷地に1個に集約する。
- A-2. 高さは、富士山への眺望を確保するため、5m以下とする。
- A-3. 大きさは、富士山への眺望を確保するため、片面5㎡以内とし、合計で10㎡以内とする。
- A-4. 配置は、富士山の眺望を確保するため、道路に突き出ないものとする。
- A-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- A-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。



多数の広告塔・広告板で煩雑な沿道景観となることを避けるため、1個に集約しています



派手な装飾やデザインは避け、シンプルで落ち着いたデザイン・色彩としています

② 屋上広告

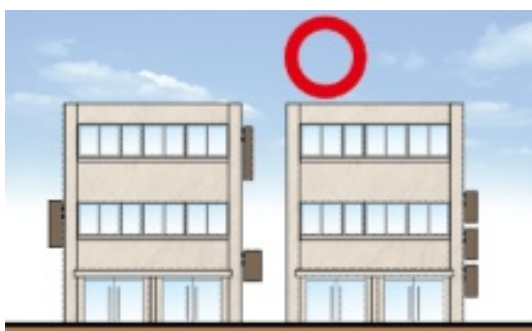
- B-1. 屋上広告は、富士山への眺望を確保するため、設置しない。



富士山への眺望を妨げないよう、屋上広告は設置していません

③壁面突出広告

- C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。
- C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。
- C-3. 大きさは、富士山への眺望を確保するため、合計で10㎡以内とする。
- C-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- C-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。



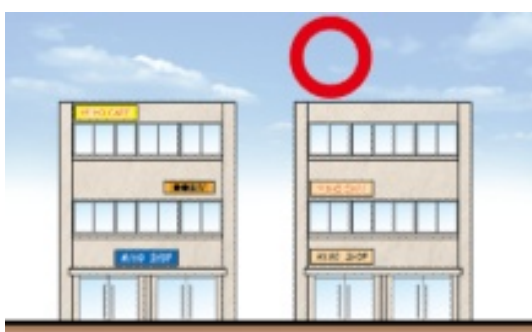
すっきりとした沿道景観になるよう、片側に集約し、出幅を揃えています



周辺の景観と調和するよう、地の色を落ち着いたものとするとともに、他の広告物の地の色と揃えています

④壁面(塀)利用広告

- D-1. 壁面(塀)利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避け、一体的な沿道景観を創出するため、必要最低限の個数とし、更に、富士山への眺望を阻害しないようにするため、3階以上の壁面には設置しない。
- D-2. 大きさは、富士山への眺望を阻害しないようにするため、壁面(塀)面積の1/5以内とするとともに、南側立面方向の壁面(塀)においては合計で10㎡以内とする。
- D-3. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。
- D-4. 近隣の敷地に壁面(塀)利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、三保駒越線側の壁面(塀)利用広告の上端の高さをできる限り揃える。
- D-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。
- D-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。
- D-7. 壁面(塀)の端から突き出さない。
- D-8. 窓面やその他開口部を覆わない。



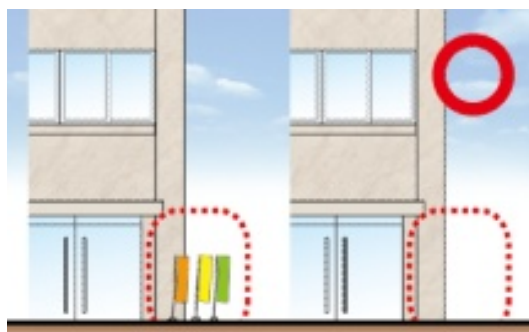
まとまりのある印象となるよう、下層階に設置するとともに、複数ある広告物の大きさや配置、地の色を揃えています



壁面利用広告を切り抜き文字にすることで、よりシンプルなデザインとしています

⑤のぼり

E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。



沿道のすっきりとした景観を創出するため、のぼりは設置していません

⑥その他

- F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。
- F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。
- F-3. 動光(電光表示)、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの(広告を直接照らすものを除く)としない。



周辺景観と調和したデザインとなるよう、大きさや光沢を控え、木の素材感を活かした広告物としています



はり紙は1種類につき1枚のみとし、きれいに整列して掲出しています

4-2-2. (市) 塚間羽衣線

Tsukamahagoromo-Line

市道塚間羽衣線の現状と景観形成の配慮方針

■路線の位置付け・特性

塚間羽衣線は、三保駒越線と羽衣海岸線(新設)を繋ぐ新道となっており、周辺には三保松原や御穂神社が位置しています。

また、三保半島の中央部では、清水三保羽衣土地区画整理事業が進められており、本線もそれに合わせ整備が進められています。

平成21年より、三保駒越線側の一部区間で供用を開始しています。

沿道には、主に2階建の低層住宅が立地した落ち着いた景観を形成しています。

また、沿道の大部分において、幹線道路沿いの利便性を活かした生活利便施設を誘導し、住宅地における居住環境の向上を図ることなどを目標とした地区計画が策定されています。



■景観形成の配慮方針

三保松原と調和した住商一体の魅力ある景観づくり

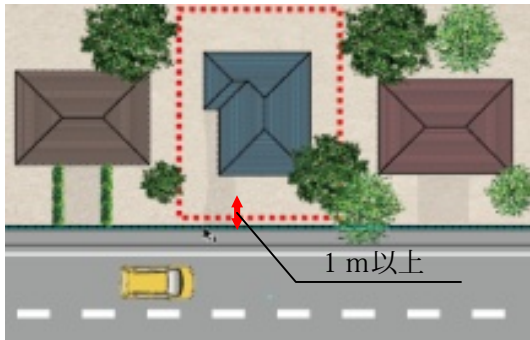
周辺に位置する三保松原や御穂神社と調和した沿道景観を形成するために、沿道や背後の住宅地と生活の利便性を高める商業施設が一体となった景観の形成を目指します。



たてもの編

①配置・規模

- A-1. ゆとりある沿道景観を創出するため、市道三保6号線との交点から南側の区間については、塚間羽衣線との道路境界から1m以上後退する。
- A-2. 周辺の沿道建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは10m以下とする。



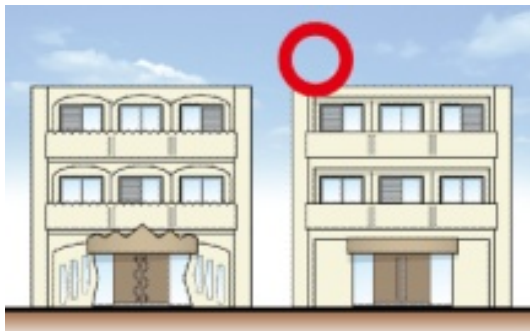
ゆとりある沿道環境を創出するために道路境界から壁面の位置を後退しています



周辺の建築物との調和を図るため、建築物の高さを10m以下としています

②形態・意匠

- B-1. 形態・意匠は、周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。
- B-2. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設けるまたは、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。



外観に派手な装飾は避け、シンプルで飾りのない意匠としています



単調な壁面とならないよう、バルコニー等により壁面に凹凸を設けることで沿道に与える圧迫感を軽減しています

③色彩

- C-1. 外壁の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある景観を創出するため、派手過ぎる色彩としない。
 具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(田園・緑地景観ゾーン、自然景観ゾーン)の色彩範囲)とする。
 ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の 1/20 に限ってはこのかぎりではない。
- C-2. 屋根の色彩は、三保松原の自然景観と調和し、一体感のある落ち着いた景観を創出するため、落ち着いた色彩とする。
 具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。

外壁の色彩			屋根の色彩		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
10R～4.9YR 2.6Y～5Y	8 以下	2 以下	10R～5Y	6 以下	4 以下
5YR～2.5Y		3 以下			
上記以外		1 以下			
無彩色		0 (使用可)	上記以外		2 以下
			無彩色		0 (使用可)



派手で多数の色使いの外壁を避け、周辺の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩としています



派手な色使いの屋根を避け、周辺の建築物や自然景観、外壁の色と調和する落ち着いた色彩としています

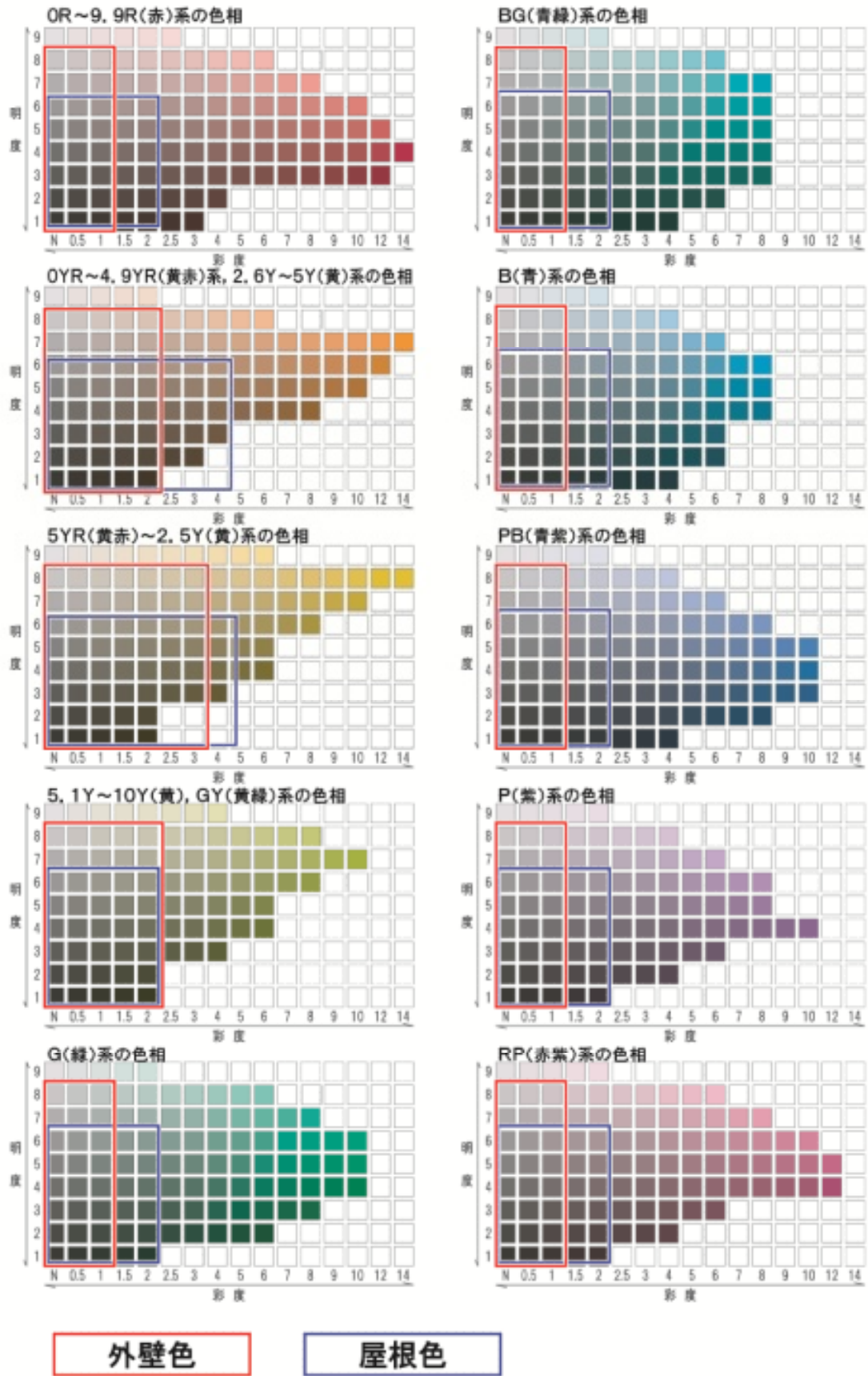
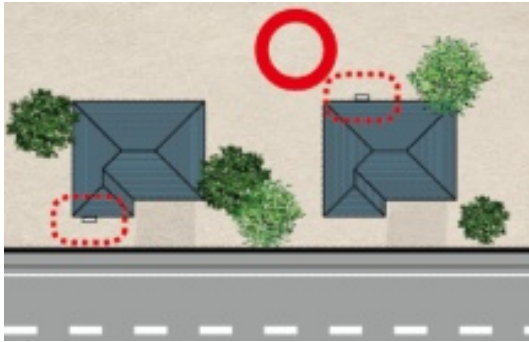


図 色彩基準の範囲

④ 建築設備

- D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、塚間羽衣線から望見できない場所に設置する。やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。



沿道景観を妨げないようにするため、室外機を道路から見えない位置に配置しています



建築物の外壁や周辺景観と調和するよう、室外機を木調のルーバーで遮蔽しています

⑤ 外構・緑化等

- E-1. 壁面後退してできたオープンスペースは、三保松原の自然景観と調和した景観を創出するため、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。
- E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。
- E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、三保松原の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。
- E-4. 敷地内に商品・商品ケース等（段ボール、ビールケース等）を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高く積み過ぎないように配慮するとともに、整然と配置する。



緑が連続する沿道空間となるよう、道路境界部に生垣を設けています

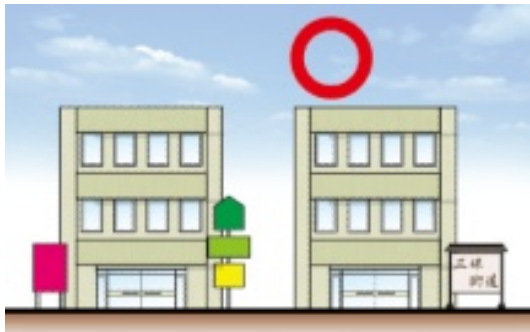


道路に面した駐車場の車の目隠しとなるよう、道路境界部に生垣を設けています

看板編

① 広告塔・広告板

- A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高さが3mを超えるものは1敷地に1個に集約する。
- A-2. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- A-3. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。



多数の広告塔・広告板で煩雑な沿道景観となることを避けるため、1個に集約しています



派手な装飾やデザインは避け、シンプルで落ち着いたデザイン・色彩としています

② 屋上広告

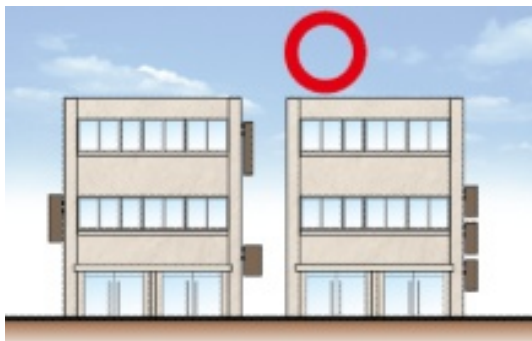
- B-1. 屋上広告は、落ち着きあるまち並みを創出するため、設置しない。



落ち着きあるまち並みとなるよう、屋上広告は設置していません

③壁面突出広告

- C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。
- C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。
- C-3. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- C-4. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。



すっきりとした沿道景観になるよう、片側に集約し、出幅を揃えています



周辺の景観と調和するよう、地の色を落ち着いたものとするとともに、他の広告物の地の色と揃えています

④壁面(塀) 利用広告

- D-1. 壁面(塀) 利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避け、一体的な沿道景観を創出するため、必要最低限の個数とする。
- D-2. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。
- D-3. 近隣の敷地に壁面(塀) 利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、塚間羽衣線側の壁面(塀) 利用広告の上端の高さをできる限り揃える。
- D-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。
- D-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。
- D-6. 壁面(塀) の端から突き出さない。
- D-7. 窓面やその他開口部を覆わない。



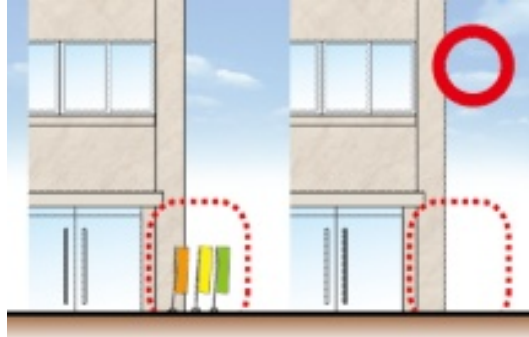
まとまりのある印象となるよう、下層階に設置するとともに、複数ある広告物の大きさや配置、地の色を揃えています



壁面利用広告を切り抜き文字にすることで、よりシンプルなデザインとしています

⑤のぼり

E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。



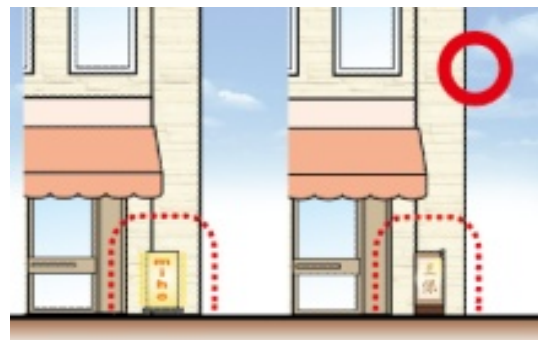
沿道のすっきりとした景観を創出するため、のぼりは設置していません

⑥その他

- F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。
- F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。
- F-3. 動光(電光表示)、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの(広告を直接照らすものを除く)としない。



はり紙は1種類につき1枚のみとし、きれいに整列して掲出しています



過度に明るくなり過ぎないように、光源が露出したものは避け、内照式の広告物としています

4-2-3. (市) 羽衣海岸線

Hagoromokaigan-Line

市道羽衣海岸線の現状と景観形成の配慮方針

■路線の位置付け・特性

羽衣海岸線は、国道 150 号と塚間羽衣線（新設）を繋ぐ新道となっています。

羽衣海岸線は、海側に通る太平洋岸自転車道に並行して建設される道路であり、完成後は静岡 IC 及び（仮）静岡東スマート IC 方面から国道 150 号を経由して三保松原へ訪れる際のルートの一つになることが想定される道路です。

沿道は、現道がない道路整備であり、土地利用についても道路整備と合わせて行われることから、新たな沿道景観が創出されます。

また、駿河湾や三保松原への開放的な景観を眺めることのできる道路であるため、三保半島の良好な景観形成を図っていく上でも重要な役割を担う道路となっています。



■景観形成の配慮方針

三保松原や駿河湾への眺望と一体となった連続性のある景観づくり

三保松原や駿河湾への魅力ある眺望と一体となった景観を形成するために、新設道路の沿道のまち並みとして連続性を感じることのできる魅力ある沿道景観を目指します。



整備予定地

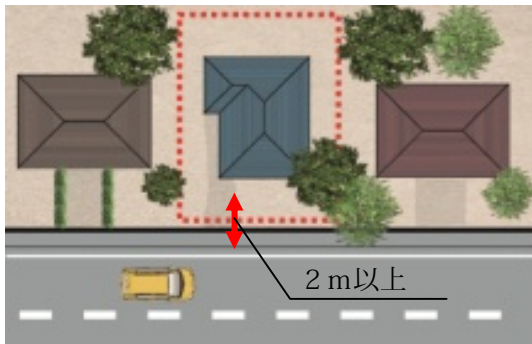


整備予定地

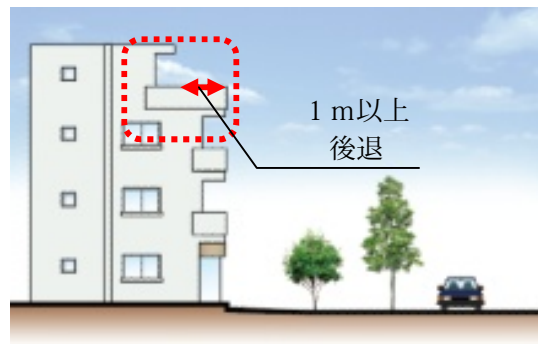
たてもの編

①配置・規模

- A-1. ゆとりある沿道景観を創出するため、羽衣海岸線との道路境界から2m以上後退する。
敷地形状上、2m以上後退できない場合は、可能な範囲の中でできる限り後退する。
- A-2. 連続性を感じることでできる沿道景観を創出するため、
建築物の高さは、原則、3階以下かつ10m以下とする。
4階以上となる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、
羽衣海岸線に面する4階以上の部分を下階の外壁面の位置から1m以上後退する。



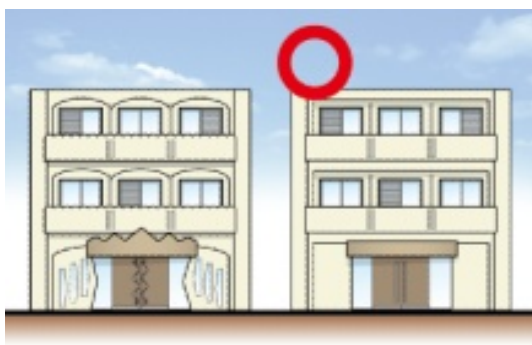
ゆとりある沿道環境を創出するために道路境界から壁面の位置を後退しています



周辺の建築物との調和を図るため、4階以上の壁面を1m以上後退しています

②形態・意匠

- B-1. 形態・意匠は、三保松原や駿河湾等の自然景観と一体となった景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。
- B-2. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。



外観に派手な装飾は避け、シンプルで飾りのない意匠としています



単調な壁面とならないよう、バルコニー等により壁面に凹凸を設けることで沿道に与える圧迫感を軽減しています

③色彩

- C-1. 外壁の色彩は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(田園・緑地景観ゾーン、自然景観ゾーン)の色彩範囲)とする。ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。
- C-2. 屋根の色彩は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根、工作物)の色彩範囲)とする。

外壁の色彩			屋根の色彩		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
10R～4.9YR 2.6Y～5Y	8 以下	2 以下	10R～5Y	6 以下	4 以下
5YR～2.5Y		3 以下			
上記以外		1 以下	上記以外		2 以下
無彩色		0 (使用可)	無彩色		0 (使用可)



派手で多数の色使いの外壁を避け、周辺の建築物や自然景観と調和する落ち着いた色彩としています



派手な色使いの屋根を避け、周辺の建築物や自然景観、外壁の色と調和する落ち着いた色彩としています

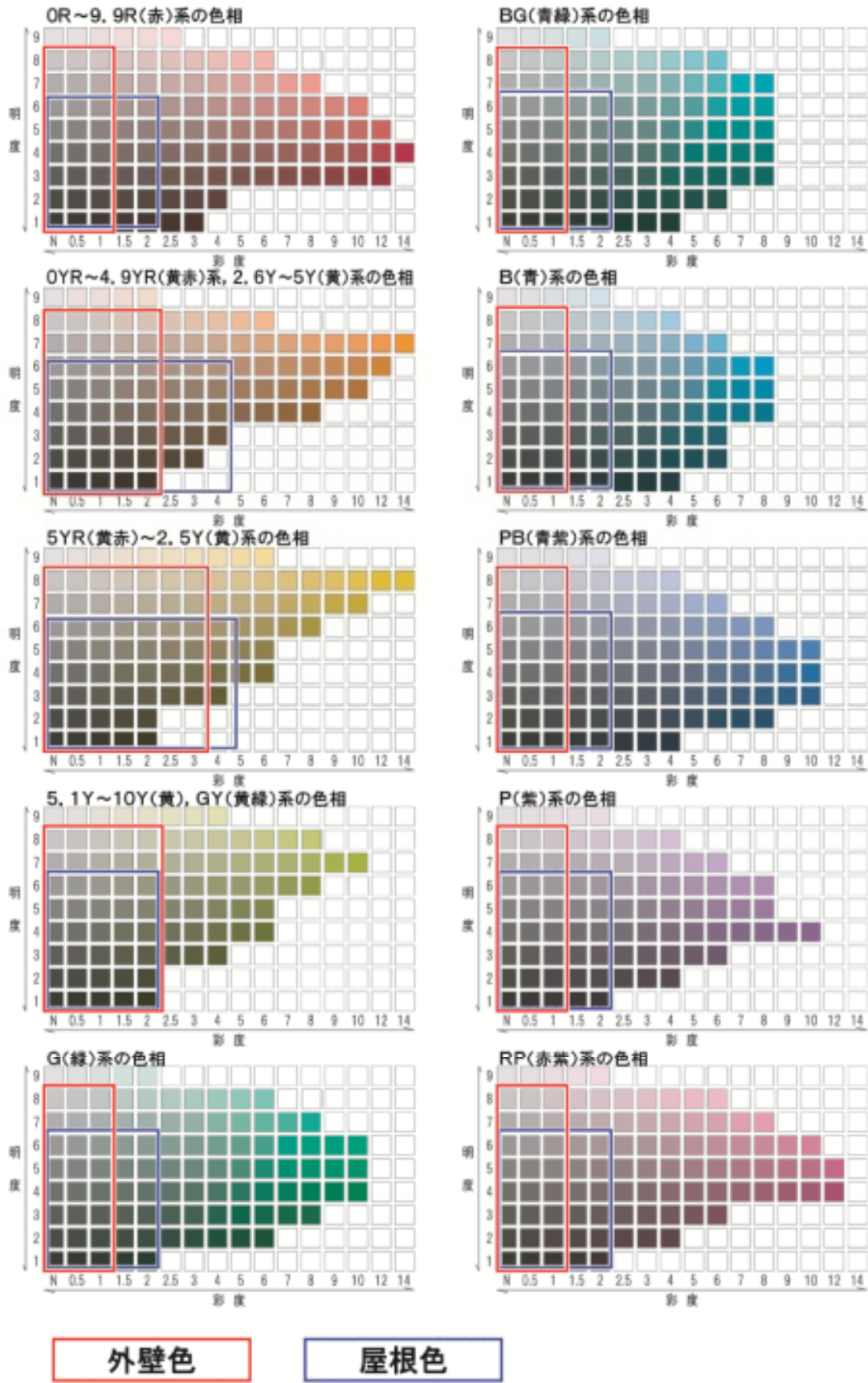
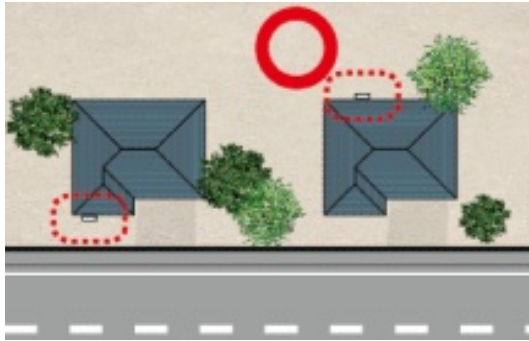


図 色彩基準の範囲

④ 建築設備

- D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避け、魅力ある沿道景観を創出するため、羽衣海岸線から望見できない場所に設置する。やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。



沿道景観を妨げないようにするため、室外機を道路から見えない位置に配置しています



建築物の外壁や周辺景観と調和するよう、室外機を木調のルーバーで遮蔽しています

⑤ 外構・緑化等

- E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。なお、沿道景観の連続性を阻害しないよう配慮する。
- E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。
- E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。
- E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、羽衣海岸線から望見できない場所に設置する。やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。



緑が連続する沿道空間となるよう、道路境界部に生垣を設けています



道路に面した駐車場の車の目隠しとなるよう、道路境界部に生垣を設けています

看板編

① 広告塔・広告板

- A-1. 広告塔・広告板は、煩雑となることを避け、すっきりとした沿道景観を創出するため、1敷地に1個に集約するとともに、羽衣海岸線の道路境界から1m以上後退した位置に配置する。
- A-2. 高さは、富士山への眺望を確保するため、3m以下とする。
- A-3. 大きさは、富士山への眺望を確保するため、片面3㎡以内とし、合計で6㎡以内とする。
- A-4. 配置は、富士山の眺望を確保するため、道路に突き出ないものとする。
- A-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- A-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。



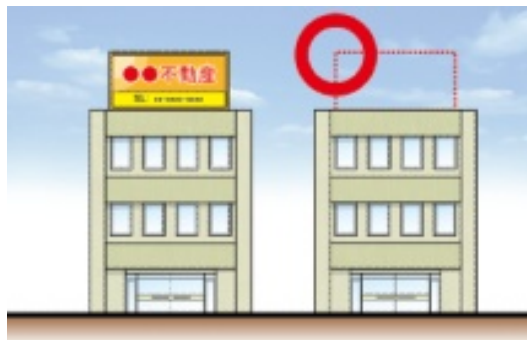
多数の広告塔・広告板で煩雑な沿道景観となることを避けるため、1個に集約しています



派手な装飾やデザインは避け、シンプルで落ち着いたデザイン・色彩としています

② 屋上広告

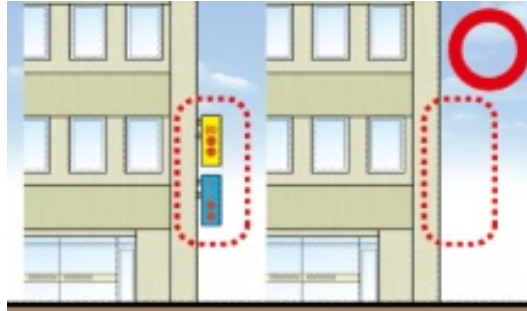
- B-1. 屋上広告は、連続性のある沿道景観を創出するため、設置しない。



連続性のある沿道景観となるよう、屋上広告は設置していません

③壁面突出広告

C-1. 壁面突出広告は、連続性のある沿道景観を創出するため、設置しない。



連続性のある沿道景観となるよう、壁面突出広告は設置していません

④壁面(塀)利用広告

- D-1. 壁面(塀)利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避け、一体的な沿道景観を創出するため、必要最低限の個数とし、更に、魅力ある眺望景観を創出するため、3階以上の壁面には設置しない。
- D-2. 大きさは、富士山への眺望を阻害しないようにするため、壁面(塀)面積の1/5以内とするとともに、南側立面方向の壁面(塀)においては合計で6㎡以内とする。
- D-3. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。
- D-4. 近隣の敷地に壁面(塀)利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、羽衣海岸線側の壁面(塀)利用広告の上端の高さをできる限り揃える。
- D-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。
- D-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。
- D-7. 壁面(塀)の端から突き出さない。
- D-8. 窓面やその他開口部を覆わない。



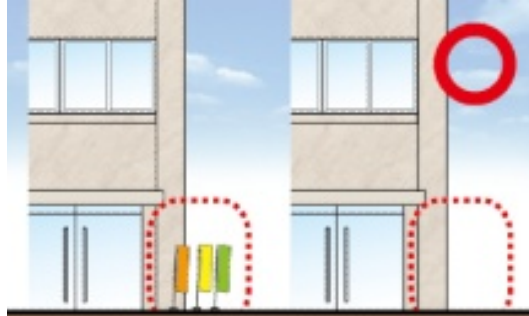
まとまりのある印象となるよう、下層階に設置するとともに、複数ある広告物の大きさや配置、地の色を揃えています



壁面利用広告を切り抜き文字にすることで、よりシンプルなデザインとしています

⑤のぼり

- E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への眺望を阻害しないようにするため、設置しない。



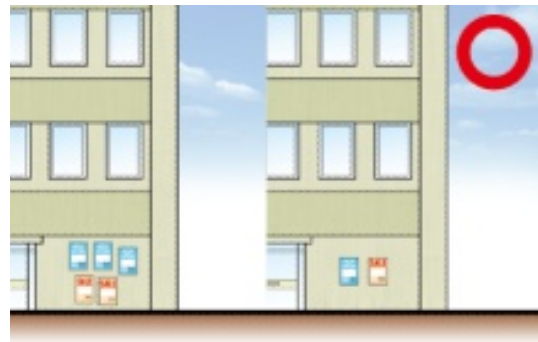
沿道のすっきりとした景観を創出するため、のぼりは設置していません

⑥その他

- F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。
- F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。
- F-3. 動光(電光表示)、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの(広告を直接照らすものを除く)としない。



周辺景観と調和したデザインとなるよう、大きさや光沢を控え、木の素材感を活かした広告物としています



はり紙は1種類につき1枚のみとし、きれいに整列して掲出しています

4-2-4.参道

Sandou

参道の現状と景観形成の配慮方針

■路線の位置付け・特性

参道は、塚間の渡しと御穂神社を結ぶ道路です。

御穂神社への参拝者が通る参道としての位置付けは薄れつつあるものの、現在においても対岸から船で三保半島を訪れた人が御穂神社や羽衣の松を訪れる際に通るルートとなっています。

沿道には、2階以下の低層住宅が建ち並ぶ落ち着いた景観が形成されています。

塚間の渡し周辺においても同様の景観が形成されていますが、道路幅員が狭いうえ、外構部分にブロック塀等を有する住宅が多いことによる圧迫感も感じられることから、より良好な景観を形成していく必要がある状況にあります。



■景観形成の配慮方針

塚間の渡しと一体となった歴史的趣を感じることでできる景観づくり

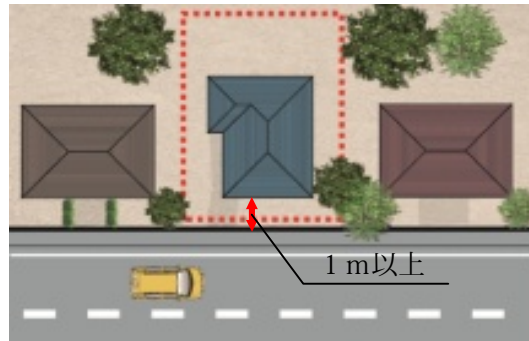
参道のうち塚間の渡し周辺において、三保半島における貴重な歴史・観光資源である塚間の渡しと一体となった、歴史的趣を感じることでできる景観形成を目指します。



たてもの編

①配置・規模

A-1. ゆとりある沿道景観を創出するため、参道との道路境界から1m以上後退する。



ゆとりある沿道環境を創出するために道路境界から壁面の位置を後退しています

②形態・意匠

- B-1. 形態・意匠は、周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、落ち着いた意匠とする。
- B-2. 屋根は、塚間の渡しとともに歴史的趣の感じられる一体的な景観を創出するため、勾配屋根とする。
- B-3. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。



外観に派手な装飾は避け、落ち着いた意匠としています



単調な壁面とならないよう、バルコニー等により壁面に凹凸を設けることで沿道に与える圧迫感を軽減しています

③色彩

- C-1. 外壁の色彩は、塚間の渡しとともに歴史的趣の感じられる一体的な景観を創出するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(住居系市街地景観ゾーン)の色彩範囲)とする。
ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の 1/20 に限ってはかぎりではない。
- C-2. 屋根の色彩は、塚間の渡しとともに歴史的趣の感じられる一体的な景観を創出するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。

外壁の色彩			屋根の色彩		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
10R～4.9YR 2.6Y～5Y	8 未満の場合	3 以下	10R～5Y	6 以下	4 以下
	8 以上の場合	2 以下			
5YR～2.5Y	8 未満の場合	4 以下			
	8 以上の場合	2 以下			
上記以外	—	1 以下	上記以外		2 以下
無彩色	—	0 (使用可)	無彩色		0 (使用可)



派手で多数の色使いの外壁を避け、歴史的趣の感じられる落ち着いた色彩としています



派手な色使いの屋根を避け、外壁の色と調和した歴史的趣の感じられる落ち着いた色彩としています

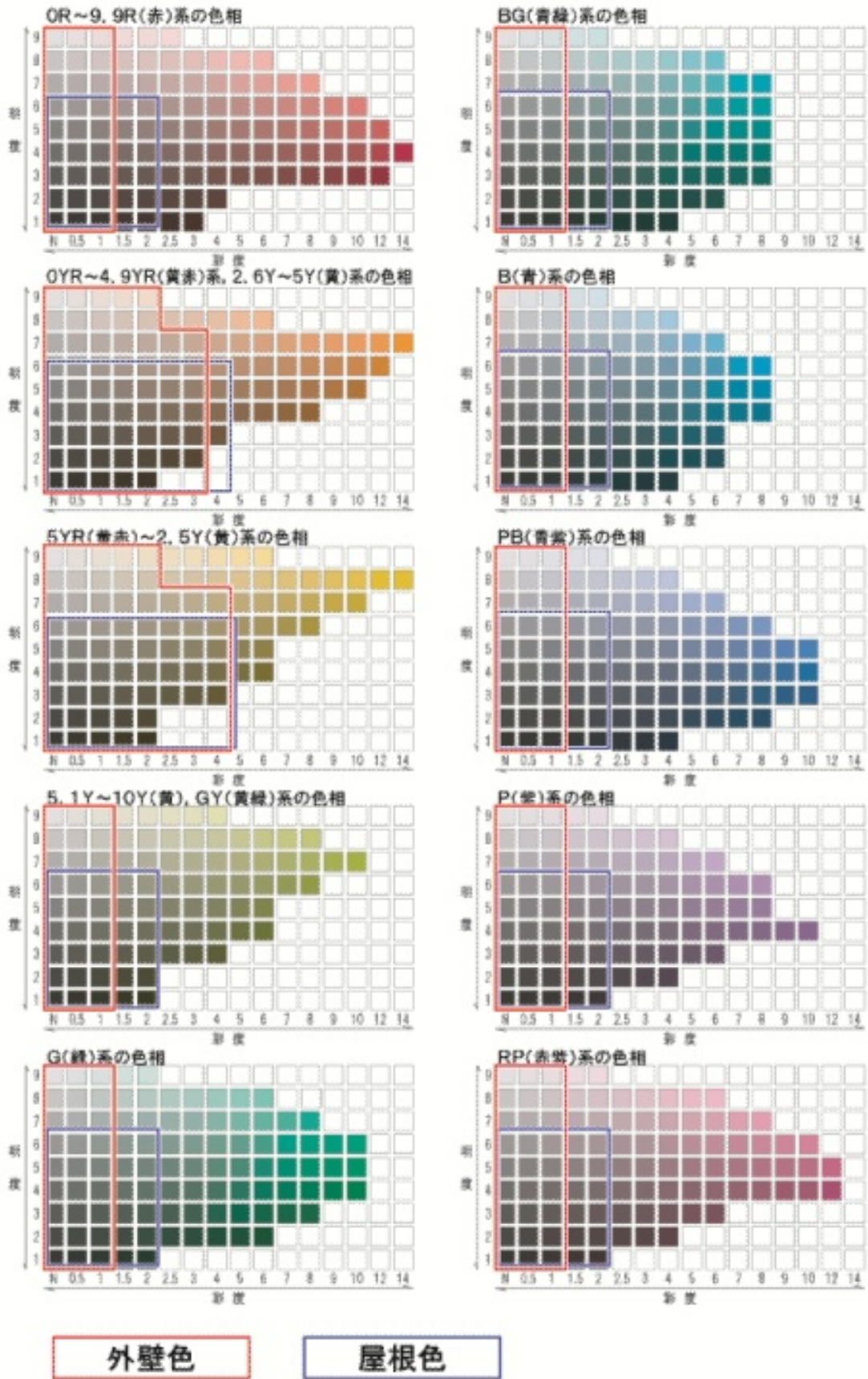
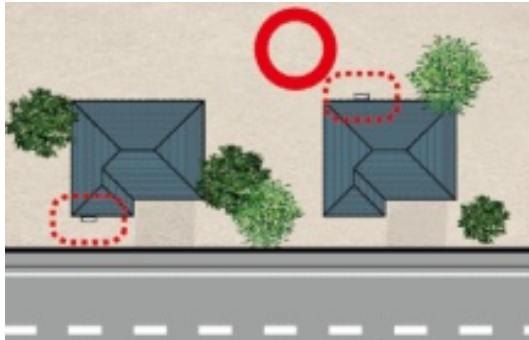


図 色彩基準の範囲

④ 建築設備

- D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、参道から望見できない場所に設置する。やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。



沿道景観を妨げないようにするため、室外機を道路から見えない位置に配置しています



建築物の外壁や周辺景観と調和するよう、室外機を木調のルーバーで遮蔽しています

⑤ 外構・緑化等

- E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、ゆとりある景観を創出するため、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。
- E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。
- E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、ゆとりある景観を創出するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。
- E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。



緑が連続する沿道空間となるよう、道路境界部に生垣を設けています



道路に面した駐車場の車の目隠しとなるよう、道路境界部に生垣を設けています

看板編

① 広告塔・広告板

- A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、1敷地に1個に集約する。
- A-2. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- A-3. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。



多数の広告塔・広告板で煩雑な沿道景観となることを避けるため、1個に集約しています



派手な装飾やデザインは避け、シンプルで落ち着いた和風のデザイン・色彩としています

② 屋上広告

- B-1. 屋上広告は、落ち着いたまち並みを創出するため、設置しない。



落ち着いたまち並みとなるよう、屋上広告は設置していません

③壁面突出広告

- C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。
- C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。
- C-3. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- C-4. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。



すっきりとした沿道景観になるよう、片側に集約し、出幅を揃えています



周辺の景観と調和するよう、地の色を落ち着いたものとするともに、他の広告物の地の色と揃えています

④壁面(塀)利用広告

- D-1. 壁面(塀)利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、必要最低限の個数とする。
- D-2. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。
- D-3. 近隣の敷地に壁面(塀)利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、参道側の壁面(塀)利用広告の上端の高さをできる限り揃える。
- D-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。
- D-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。
- D-6. 壁面(塀)の端から突き出さない。
- D-7. 窓面やその他開口部を覆わない。



まとまりのある印象となるよう、複数ある広告物の大きさや配置、地の色を揃えています



壁面利用広告を切り抜き文字にすることで、よりシンプルなデザインとしています

⑤のぼり

E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。



沿道のすっきりとした景観を創出するため、のぼりは設置していません

⑥その他

- F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。
- F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。
- F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く）としない。



はり紙は1種類につき1枚のみとし、きれいに整列して掲出しています



過度に明るくなり過ぎないように、光源が露出したものは避け、内照式の広告物としています

4-2-5. 神の道

Kaminomichi

神の道の現状と景観形成の配慮方針

■路線の位置付け・特性

神の道は、三保松原と三保神社を繋ぐ道路です。道路中央部には、木製の歩道が設置されており、歩道の両側には松並木が続いています。

沿道には、主に2階以下の低層住宅が立ち並ぶ落ち着いた景観を形成していますが、一部に、空き地や駐車場となっている敷地も見られます。

また、羽衣の松周辺には大規模な観光駐車場と土産屋等が立地しています。

沿道景観は、歩道部の松並木の背景となっているため、沿道に景観を阻害する建築物が建つことで、神の道の参道としての厳かな雰囲気や阻害してしまうことも懸念されます。



■景観形成の配慮方針

三保松原と御穂神社を繋ぐ参道としての魅力ある景観づくり

三保松原と御穂神社を繋ぐ参道として魅力ある沿道のまち並みを形成するために、落ち着いた感じることのできる住宅地の景観を目指します。



たてもの編

①配置・規模

A-1. 建築物の高さは10m以下とする。



周辺の建築物との調和を図るため、
建築物の高さを10m以下としています

②形態・意匠

- B-1. 形態・意匠は、神の道の松並木の魅力を際立たせるため、過度な装飾等は避け、落ち着いたある形態・意匠とする。
- B-2. 屋根は、松並木等の自然景観との調和に配慮するため、勾配屋根とする。
- B-3. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。



外観に派手な装飾は避け、落ち着いたある意匠としています



単調な壁面とならないよう、バルコニー等により壁面に凹凸を設けることで沿道に与える圧迫感を軽減しています

③色彩

- C-1. 外壁の色彩は、松並木等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(住居系市街地景観ゾーン)の色彩範囲)とする。
ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の 1/20 に限ってはかぎりではない。
- C-2. 屋根の色彩は、松並木等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。

外壁の色彩			屋根の色彩		
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度
10R～4.9YR 2.6Y～5Y	8 未満の場合	3 以下	10R～5Y	6 以下	4 以下
	8 以上の場合	2 以下			
5YR～2.5Y	8 未満の場合	4 以下			
	8 以上の場合	2 以下			
上記以外	—	1 以下	上記以外		2 以下
無彩色	—	0 (使用可)	無彩色		0 (使用可)



派手で多数の色使いの外壁を避け、歴史的趣の感じられる落ち着いた色彩としています



派手な色使いの屋根を避け、外壁の色と調和した歴史的趣の感じられる落ち着いた色彩としています

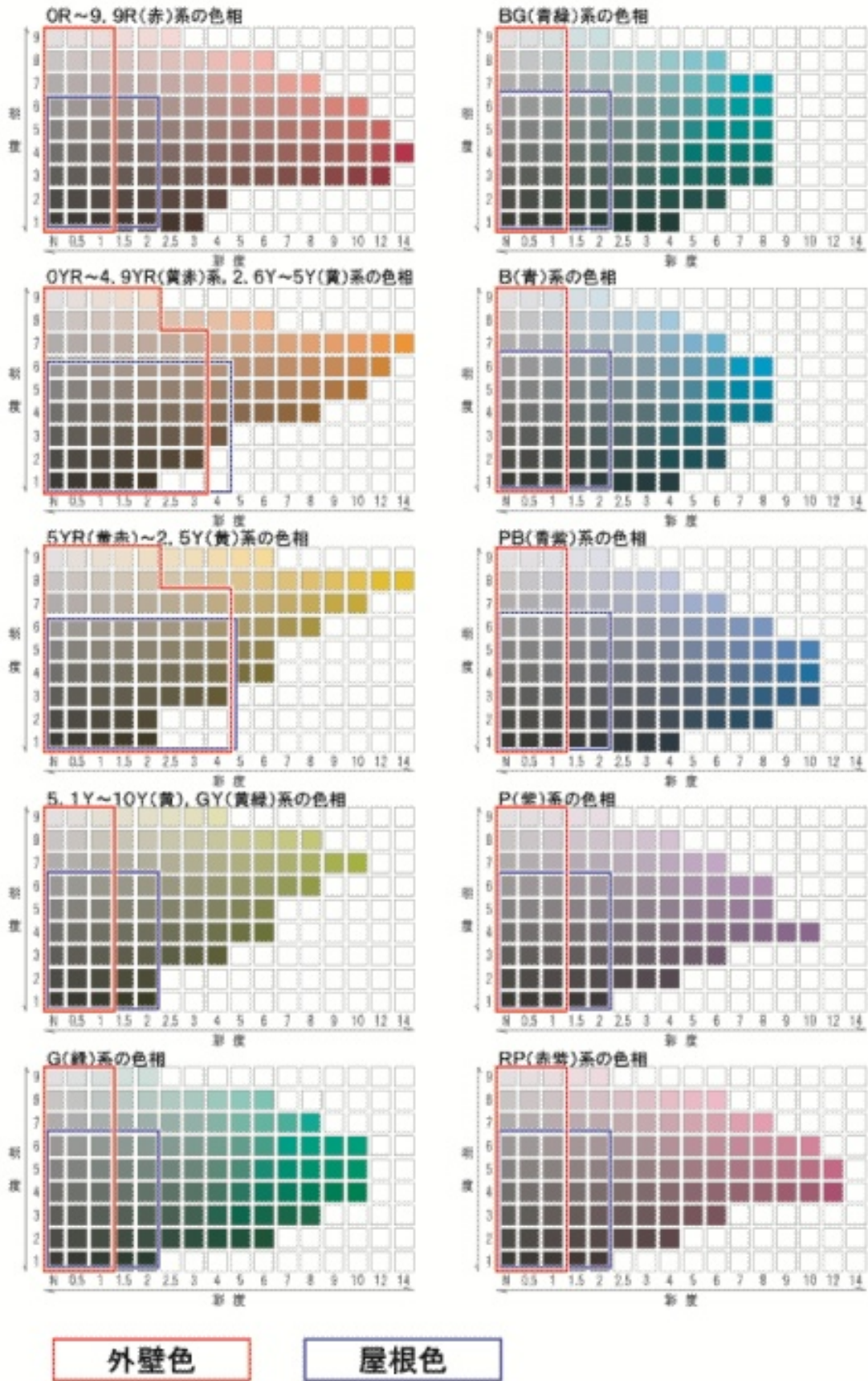
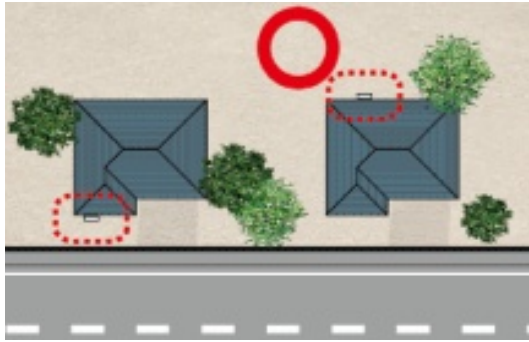


図 色彩基準の範囲

④ 建築設備

- D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、神の道から望見できない場所に設置する。やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。



沿道景観を妨げないようにするため、室外機を道路から見えない位置に配置しています



建築物の外壁や周辺景観と調和するよう、室外機を木調のルーバーで遮蔽しています

⑤ 外構・緑化等

- E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、松並木の自然景観と調和した景観を創出するため、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。
- E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。
- E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、松並木の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。
- E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。
- E-5. 自動販売機は、松並木の自然景観と調和した景観を創出するため、景観に配慮したものとする。



緑が連続する沿道空間となるよう、道路境界部に生垣を設けています



道路に面した駐車場の車の目隠しとなるよう、道路境界部に生垣を設けています

看板編

① 広告塔・広告板

- A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、1敷地に1個に集約する。
- A-2. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、松並木との調和を図るため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- A-3. 地の色は、過度に派手なものは避け、松並木との調和を図るため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。



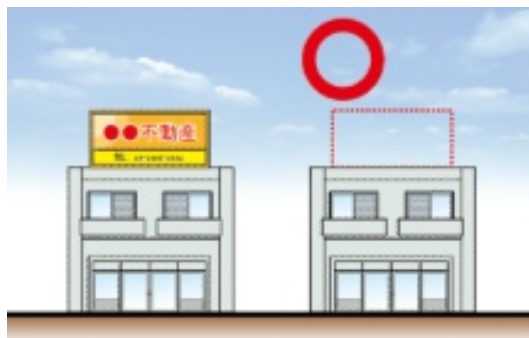
多数の広告塔・広告板で煩雑な沿道景観となることを避けるため、1個に集約しています



派手な装飾やデザインは避け、シンプルで落ち着いた和風のデザイン・色彩としています

② 屋上広告

- B-1. 屋上広告は、松並木からの眺望を阻害しないようにするため、設置しない。



松並木からの眺望を妨げないよう、屋上広告は設置していません

③壁面突出広告

- C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。
- C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。
- C-3. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。
- C-4. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。



すっきりとした沿道景観になるよう、片側に集約し、出幅を揃えています



周辺の景観と調和するよう、地の色を落ち着いたものとするとともに、他の広告物の地の色と揃えています

④壁面(塀)利用広告

- D-1. 壁面(塀)利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、必要最低限の個数とする。
- D-2. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。
- D-3. 近隣の敷地に壁面(塀)利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、神の道側の壁面(塀)利用広告の上端の高さをできる限り揃える。
- D-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。
- D-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。
- D-6. 壁面(塀)の端から突き出さない。
- D-7. 窓面やその他開口部を覆わない。



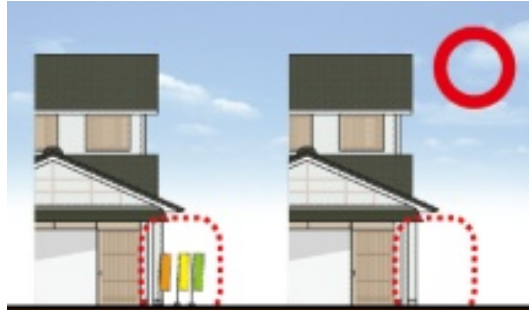
まとまりのある印象となるよう、複数ある広告物の大きさや配置、地の色を揃えています



壁面利用広告を切り抜き文字にすることで、よりシンプルなデザインとしています

⑤のぼり

E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。



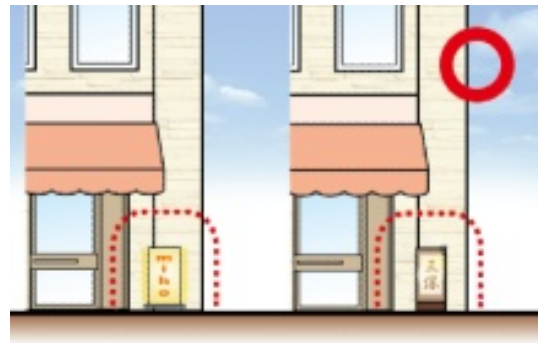
沿道のすっきりとした景観を創出するため、のぼりは設置していません

⑥その他

- F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。
- F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。
- F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く）としない。



はり紙は1種類につき1枚のみとし、きれいに整列して掲出しています



過度に明るくなり過ぎないように、光源が露出したものは避け、内照式の広告物としています

参考資料

■マンセル表色系 (色彩基準の数値) について

本ガイドラインは、建物や看板の色彩を客観的かつ正確に表すため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。
マンセル表色系とは、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性を組み合わせて表現するものです。

①色相

色相とは色合いを表します。

色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種の基本色で構成しています。

また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表現します。

なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。

0R(=10RP)→1R→2R→3R→4R→5R→6R→7R→8R→9R→10R(=0YR)。



②明度

明度とは明るさを表します。

色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。

暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

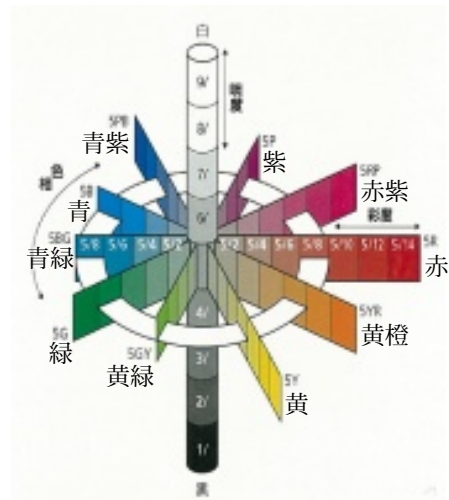
③彩度

彩度とは色の鮮やかさを示します。

色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。

色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。

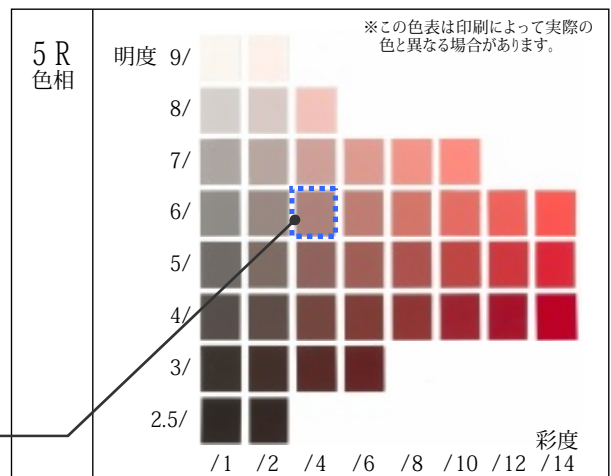


マンセル記号の見方

マンセル記号は、「色相 明度/彩度」の順に書き、例えば「5 R 6 / 4」は、「5アール6の4」と読みます。

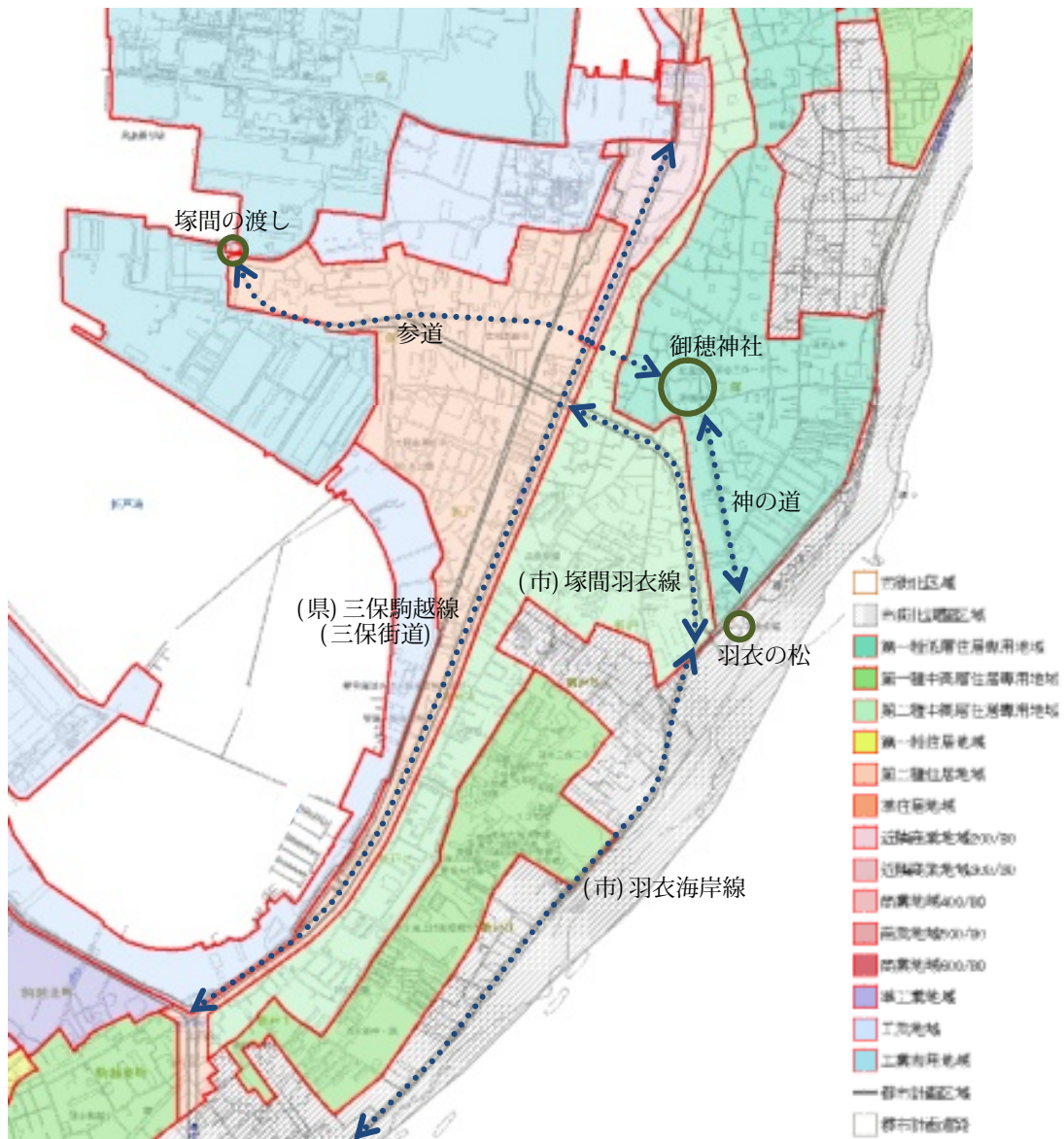
なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、「N 9」と表し、「エヌ9」と読みます。

ごアール 5 R 6 の / よん 4
色相 明度 彩度



■現状規制との比較

<用途地域図>



<静岡市景観計画における地域区分>

都市計画の区分		土地利用類型(ゾーン)	対象となる用途地域
都市計画区域	市街化区域	住居系市街地ゾーン	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域※、第二種住居地域※
		商業系市街地ゾーン	商業地域、近隣商業地域※
		工業系市街地ゾーン	準工業地域※、工業地域※、工業専用地域
		沿道系市街地ゾーン	準住居地域 ※第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域、工業地域のうち臨港地区以外の区域で、幅員20m以上の道路に面する敷地
	市街化調整区域	田園・緑地景観ゾーン	
都市計画区域外		自然景観ゾーン	

たてもの編

項目	ガイドラインの配慮内容事項及び現状規制概要				
	1. (県) 三保駒越線(三保街道)	2. (市) 塚間羽衣線	3. (市) 羽衣海岸線	4. 参道	5. 神の道
①配置・規模	ガイド ライン	A-1. ゆとりある沿道景観を創出し、富士山への眺望を確保するため、三保駒越線との道路境界から2m以上後退する。敷地形状上、2m以上後退できない場合は、可能な範囲の中でできる限り後退する。 A-2. 周辺の沿道建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは、原則、3階以下かつ10m以下とする。4階以上となる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、三保駒越線に面する4階以上の部分を下階の外壁面の位置から1m以上後退する。	A-1. ゆとりある沿道景観を創出するため、市道三保6号線との交点から南側の区間については、塚間羽衣線との道路境界から1m以上後退する。 A-2. 周辺の沿道建築物から突出した高さを避け、一体的なまち並みを創出するため、建築物の高さは10m以下とする。	A-1. ゆとりある沿道景観を創出するため、羽衣海岸線との道路境界から2m以上後退する。敷地形状上、2m以上後退できない場合は、可能な範囲の中でできる限り後退する。 A-2. 連続性を感じることでできる沿道景観を創出するため、建築物の高さは、原則、3階以下かつ10m以下とする。4階以上となる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、羽衣海岸線に面する4階以上の部分を下階の外壁面の位置から1m以上後退する。	A-1. ゆとりある沿道景観を創出するため、参道との道路境界から1m以上後退する。 A-1. 建築物の高さは10m以下とする。
	現状 規制	<p>【静岡市景観計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(住) 自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。 ○(住)(商)(工) 地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ○(工) エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。 <p>【高度地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一種低層住居専用地域：最高限1種(10m)(最高高さ10m、北側斜線制限5m+1:1.25) ○第二種中高層住居専用地域：最高限2種(16m)(最高高さ16m、北側斜線制限10m+1:1.25) ○第二種住居地域：最高限3種(19m)(最高高さ19m、北側斜線制限10m+1:1.25) ○近隣商業地域：最高限5種(31m)(最高高さ31m) ○準工業地域：なし <p>【清水三保羽衣地区計画】(塚間羽衣線のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の高さの最高限度は10m以下とする。 ○建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、1.0m以上でなければならない。 			
②形態・意匠	ガイド ライン	B-1. 形態・意匠は、富士山の魅力を際立たせるため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 B-2. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。	B-1. 形態・意匠は、周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 B-2. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。	B-1. 形態・意匠は、三保松原や駿河湾等の自然景観と一体となった景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 B-2. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。	B-1. 形態・意匠は、周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、落ち着いたある形態・意匠とする。 B-2. 屋根は、塚間の渡しとともに歴史的趣の感じられる一体的な景観を創出するため、勾配屋根とする。 B-3. 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、壁面にスリットを設ける、または、ルーバー等を用い外壁の素材のパターンを工夫する。
	現状 規制	<p>【静岡市景観計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○(住) 自然資源への見通しが確保された建築物の配置、規模、形態とする。 ○(商)(工) 地区や通りが持つ空間のスケール感と調和した規模・形態・配置とする。 ○(住)(商)(工) 周辺のまち並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は、次の方法などにより、圧迫感を軽減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・壁面に凹凸を付けたり、雁行(がんこう)させたりする。 ・部材、色彩・素材などにより分節化を行う。 ・隣接地に対して、外壁を段階的にセットバックさせる。 			

項目	ガイドラインの配慮内容事項及び現状規制概要																																																																																																					
	1. (県) 三保駒越線(三保街道)	2. (市) 塚間羽衣線	3. (市) 羽衣海岸線	4. 参道	5. 神の道																																																																																																	
③色彩	<p>ガイドライン</p> <p>C-1. 外壁の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(沿道系市街地景観ゾーン)の色彩範囲)とする。ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。</p> <p>C-2. 屋根の色彩は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。</p> <p>C-1. 外壁の色彩は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(田園・緑地景観ゾーン、自然景観ゾーン)の色彩範囲)とする。ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。</p> <p>C-2. 屋根の色彩は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。</p> <p>C-1. 外壁の色彩は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(住居系市街地景観ゾーン)の色彩範囲)とする。ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。</p> <p>C-2. 屋根の色彩は、塚間の渡しとともに歴史的趣の感じられる一体的な景観を創出するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。</p> <p>C-1. 外壁の色彩は、松並木等の自然景観との調和に配慮するため、派手過ぎる色彩としない。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(住居系市街地景観ゾーン)の色彩範囲)とする。ただし、外壁にアクセントをつけるために使用する色彩については、外壁各面の見附面積の1/20に限ってはこのかぎりではない。</p> <p>C-2. 屋根の色彩は、松並木等の自然景観との調和に配慮するため、落ち着いた色彩とする。具体的には、以下の基準の範囲内(静岡市環境色彩ガイドライン(建築物の屋根・工作物)の色彩範囲)とする。</p>																																																																																																					
	<p>(県) 三保駒越線(三保街道)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> <th colspan="3">屋根の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>3以下</td> <td rowspan="6">10R~5Y</td> <td rowspan="6">6以下</td> <td rowspan="6">4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~2.5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>8未満の場合</td> <td>2以下</td> <td rowspan="2">上記以外</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>0(使用可)</td> <td>無彩色</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(市) 塚間羽衣線、(市) 羽衣海岸線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> <th colspan="3">屋根の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td rowspan="6">8以下</td> <td>2以下</td> <td rowspan="6">10R~5Y</td> <td rowspan="6">6以下</td> <td rowspan="6">4以下</td> </tr> <tr> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>0(使用可)</td> <td>無彩色</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>参道、神の道</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> <th colspan="3">屋根の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>3以下</td> <td rowspan="6">10R~5Y</td> <td rowspan="6">6以下</td> <td rowspan="6">4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~2.5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>—</td> <td>1以下</td> <td rowspan="2">上記以外</td> <td rowspan="2">2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>0(使用可)</td> <td>無彩色</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table>					外壁の色彩			屋根の色彩			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下	10R~5Y	6以下	4以下	8以上の場合	2以下	5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下	8以上の場合	3以下	上記以外	8未満の場合	2以下	上記以外	2以下	8以上の場合	1以下	無彩色	—	0(使用可)	無彩色	0(使用可)	外壁の色彩			屋根の色彩			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8以下	2以下	10R~5Y	6以下	4以下	3以下	5YR~2.5Y	1以下	上記以外	2以下	無彩色	0(使用可)	無彩色	0(使用可)	外壁の色彩			屋根の色彩			色相	明度	彩度	色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下	10R~5Y	6以下	4以下	8以上の場合	2以下	5YR~2.5Y	8未満の場合	4以下	8以上の場合	2以下	上記以外	—	1以下	上記以外	2以下	無彩色	0(使用可)	無彩色
外壁の色彩			屋根の色彩																																																																																																			
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																	
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下	10R~5Y	6以下	4以下																																																																																																	
	8以上の場合	2以下																																																																																																				
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下																																																																																																				
	8以上の場合	3以下																																																																																																				
上記以外	8未満の場合	2以下				上記以外	2以下																																																																																															
	8以上の場合	1以下																																																																																																				
無彩色	—	0(使用可)	無彩色	0(使用可)																																																																																																		
外壁の色彩			屋根の色彩																																																																																																			
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																	
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8以下	2以下	10R~5Y	6以下	4以下																																																																																																	
		3以下																																																																																																				
5YR~2.5Y																																																																																																						
1以下																																																																																																						
上記以外		2以下																																																																																																				
無彩色		0(使用可)				無彩色	0(使用可)																																																																																															
外壁の色彩			屋根の色彩																																																																																																			
色相	明度	彩度	色相	明度	彩度																																																																																																	
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下	10R~5Y	6以下	4以下																																																																																																	
	8以上の場合	2以下																																																																																																				
5YR~2.5Y	8未満の場合	4以下																																																																																																				
	8以上の場合	2以下																																																																																																				
上記以外	—	1以下				上記以外	2以下																																																																																															
	無彩色	0(使用可)						無彩色	0(使用可)																																																																																													
現状規制	<p>【静岡市環境色彩ガイドライン】</p> <p>住居系市街地ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~2.5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>—</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>沿道系市街地ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~2.5Y</td> <td>8未満の場合</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>8未満の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>工業系市街地ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td>5以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5YR~2.5Y</td> <td>5以上8未満の場合</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>5以上8未満の場合</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>8以上の場合</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>田園・緑地景観ゾーン、自然景観ゾーン</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">外壁の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">10R~4.9YR 2.6Y~5Y</td> <td rowspan="6">8以下</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td>5YR~2.5Y</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上記以外</td> <td>0(使用可)</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> </tr> </tbody> </table> <p>建築物の屋根・工作物</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">屋根の色彩</th> </tr> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10R~5Y</td> <td rowspan="3">6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>0(使用可)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【静岡市景観計画】※アクセント色は見付面積の5分の1</p>					外壁の色彩			色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下	8以上の場合	2以下	5YR~2.5Y	8未満の場合	4以下	8以上の場合	2以下	上記以外	—	1以下	無彩色	—	0(使用可)	外壁の色彩			色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下	8以上の場合	2以下	5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下	8以上の場合	3以下	上記以外	8未満の場合	2以下	8以上の場合	1以下	無彩色	—	0(使用可)	外壁の色彩			色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	5以上	2以下	5YR~2.5Y	5以上8未満の場合	3以下	8以上の場合	2以下	上記以外	5以上8未満の場合	2以下	8以上の場合	1以下	無彩色	—	0(使用可)	外壁の色彩			色相	明度	彩度	10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8以下	2以下	3以下	5YR~2.5Y	1以下	上記以外	0(使用可)	無彩色	屋根の色彩			色相	明度	彩度	10R~5Y	6以下	4以下	上記以外	2以下	無彩色	0(使用可)	
外壁の色彩																																																																																																						
色相	明度	彩度																																																																																																				
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下																																																																																																				
	8以上の場合	2以下																																																																																																				
5YR~2.5Y	8未満の場合	4以下																																																																																																				
	8以上の場合	2以下																																																																																																				
上記以外	—	1以下																																																																																																				
無彩色	—	0(使用可)																																																																																																				
外壁の色彩																																																																																																						
色相	明度	彩度																																																																																																				
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8未満の場合	3以下																																																																																																				
	8以上の場合	2以下																																																																																																				
5YR~2.5Y	8未満の場合	5以下																																																																																																				
	8以上の場合	3以下																																																																																																				
上記以外	8未満の場合	2以下																																																																																																				
	8以上の場合	1以下																																																																																																				
無彩色	—	0(使用可)																																																																																																				
外壁の色彩																																																																																																						
色相	明度	彩度																																																																																																				
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	5以上	2以下																																																																																																				
	5YR~2.5Y	5以上8未満の場合	3以下																																																																																																			
8以上の場合		2以下																																																																																																				
上記以外	5以上8未満の場合	2以下																																																																																																				
	8以上の場合	1以下																																																																																																				
無彩色	—	0(使用可)																																																																																																				
外壁の色彩																																																																																																						
色相	明度	彩度																																																																																																				
10R~4.9YR 2.6Y~5Y	8以下	2以下																																																																																																				
		3以下																																																																																																				
5YR~2.5Y																																																																																																						
1以下																																																																																																						
上記以外		0(使用可)																																																																																																				
		無彩色																																																																																																				
屋根の色彩																																																																																																						
色相	明度	彩度																																																																																																				
10R~5Y	6以下	4以下																																																																																																				
上記以外		2以下																																																																																																				
無彩色		0(使用可)																																																																																																				

項目	ガイドラインの配慮内容事項及び現状規制概要					
	1. (県) 三保駒越線(三保街道)	2. (市) 塚間羽衣線	3. (市) 羽衣海岸線	4. 参道	5. 神の道	
④建築設備	ガイド ライン	D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への魅力ある眺望を確保するため、三保駒越線から望見できない場所に設置する。 やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。	D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、塚間羽衣線から望見できない場所に設置する。 やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。	D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避け、魅力ある沿道景観を創出するため、羽衣海岸線から望見できない場所に設置する。 やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。	D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、参道から望見できない場所に設置する。 やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。	D-1. 屋外階段や室外機等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、神の道から望見できない場所に設置する。 やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、建築設備の機能性や効率性を確保した上で、ルーバーや外壁を用いて遮蔽する。
	現状 規制	【静岡市景観計画】 ○ (住) (商) (工) 建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる。 ・ 通りから直接望見できない位置に配置する。 ・ ルーバーや緑化による修景などを行う。 ○ (住) (商) (工) 駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・ 建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・ 通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。				
⑤外構・緑化等	ガイド ライン	E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。 なお、沿道景観の連続性を阻害しないよう配慮する。 E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。 E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、三保松原や背景の富士山等の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。 E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への魅力ある眺望を確保するため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。	E-1. 壁面後退してできたオープンスペースは、三保松原の自然景観と調和した景観を創出するため、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。 E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。 E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、三保松原の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。 E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。	E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。 なお、沿道景観の連続性を阻害しないよう配慮する。 E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。 E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、三保松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。 E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、羽衣海岸線から望見できない場所に設置する。 やむを得ず、見える範囲に設置する場合は、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。	E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、ゆとりある景観を創出するため、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。 E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。 E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、ゆとりある景観を創出するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。 E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。	E-1. 道路境界部に外構を設ける場合は、松並木の自然景観と調和した景観を創出するため、ブロック塀等は避け、できる限り生垣や植栽等で緑化する。 E-2. 道路境界部に柵やフェンス、金網を設置する場合は、透視可能なものとする。 E-3. 道路に面して駐車場を設置する場合は、松並木の自然景観との調和に配慮するため、車の出入り等の安全性に配慮した上で、道路境界部を生垣や植栽等で緑化する。 E-4. 敷地内に商品・商品ケース等(段ボール、ビールケース等)を堆積させる場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高く積み過ぎないように配慮するとともに整然と配置する。 E-6. 自動販売機は、松並木の自然景観と調和した景観を創出するため、景観に配慮したものとする。
	現状 規制	【静岡市景観計画】 ○ (住) (商) (工) 緑のネットワークを意識した敷地内緑化、建物緑化を行う。 ・ 公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する。 ・ 隣接する敷地等が生け垣などで設え(しつらえ)られている場合は、その連続性を確保する。 ○ (住) (商) (工) 庭先や敷地内は、四季を感じさせる樹木や花木を植栽する。 ○ (住) (商) (工) 駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる。 ・ 建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す。 ・ 通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する。 ○ (住) 接道部は生け垣とするなど、うるおいのある通り景観とする。 ○ (工) エントランス周辺や前面道路側は、オープンスペースの確保や積極的な緑化に努める。				

看板編

項目	ガイドラインの配慮内容事項及び現状規制概要					
		1. (県) 三保駒越線(三保街道)	2. (市) 塚間羽衣線	3. (市) 羽衣海岸線	4. 参道	5. 神の道
① 広告塔・ 広告板	ガイド ライン	<p>A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への眺望を確保するため、高さが3mを超えるものは1敷地に1個に集約する。</p> <p>A-2. 高さは、富士山への眺望を確保するため、5m以下とする。</p> <p>A-3. 大きさは、富士山への眺望を確保するため、片面5㎡以内とし、合計で10㎡以内とする。</p> <p>A-4. 配置は、富士山の眺望を確保するため、道路に突き出ないものとする。</p> <p>A-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。</p> <p>A-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。</p>	<p>A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、高さが3mを超えるものは1敷地に1個に集約する。</p> <p>A-2. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。</p> <p>A-3. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。</p>	<p>A-1. 広告塔・広告板は、煩雑となることを避け、すっきりとした沿道景観を創出するため、1敷地に1個に集約するとともに、羽衣海岸線の道路境界から1m以上後退した位置に配置する。</p> <p>A-2. 高さは、富士山への眺望を確保するため、3m以下とする。</p> <p>A-3. 大きさは、富士山への眺望を確保するため、片面3㎡以内とし、合計で6㎡以内とする。</p> <p>A-4. 配置は、富士山の眺望を確保するため、道路に突き出ないものとする。</p> <p>A-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。</p> <p>A-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。</p>	<p>A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、1敷地に1個に集約する。</p> <p>A-2. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。</p> <p>A-3. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。</p>	<p>A-1. 広告塔・広告板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、1敷地に1個に集約する。</p> <p>A-2. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、松並木との調和を図るため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。</p> <p>A-3. 地の色は、過度に派手なものは避け、松並木との調和を図るため、彩度5以下の落ち着いた色彩とする。</p>
	現状 規制	<p>【静岡市屋外広告物条例】</p> <p>第1種特別規制地域 ○広告塔： 高さ：10m以下 面積：1面の面積30㎡以内 ○広告板： 高さ：5m以下 面積：全面で30㎡以内</p> <p>第2種特別規制地域 ○広告塔： 高さ：15m以下 面積：1面の面積30㎡以内 ○広告板： 高さ：5m以下 面積：全面で30㎡以内</p>				
② 屋上広告	ガイド ライン	B-1. 屋上広告は、富士山への眺望を確保するため、設置しない。	B-1. 屋上広告は、落ち着きあるまち並みを創出するため、設置しない。	B-1. 屋上広告は、連続性のある沿道景観を創出するため、設置しない。	B-1. 屋上広告は、落ち着きあるまち並みを創出するため、設置しない。	B-1. 屋上広告は、松並木からの眺望を阻害しないようにするため、設置しない。
	現状 規制	<p>【静岡市屋外広告物条例】</p> <p>第1種特別規制地域 ○高さ：高さは5m以下かつ建物の高さの2/3以下</p> <p>第2種特別規制地域 ○高さ：高さは10m以下かつ建物の高さの2/3以下</p> <p>共通事項 ○壁面から突き出さないこと ○照明設備が道路等に突き出さないこと ○照明設備が壁面から突き出る場合は落下防止措置を講ずること ○木造建築物に設置しないこと</p>				

項目	ガイドラインの配慮内容事項及び現状規制概要					
	1. (県) 三保駒越線 (三保街道)	2. (市) 塚間羽衣線	3. (市) 羽衣海岸線	4. 参道	5. 神の道	
③壁面突出広告	ガイド ライン	C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。 C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1 m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。 C-3. 大きさは、富士山への眺望を確保するため、合計で 10 m ² 以内とする。 C-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。 C-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。	C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。 C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1 m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。 C-3. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。 C-4. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。	C-1. 壁面突出広告は、連続性のある沿道景観を創出するため、設置しない。	C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。 C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1 m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。 C-3. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。 C-4. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。	C-1. 壁面突出広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築物の片側に集約する。 C-2. 出幅は、過度に大きくならないようにするため、1 m以下とし、道路につき出ないものとする。更に、複数掲出する場合は出幅を揃える。 C-3. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、建築物と調和した一体的なデザインとする等、できる限りシンプルなデザインとする。 C-4. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とし、複数掲出する場合は地の色を揃える。
	現状 規制	<p>【静岡市屋外広告物条例】 第 1 種特別規制地域・第 2 種特別規制地域 ○1 面の面積：20 m²以内</p> <p>共通事項 ○出幅：1.5m以下 ○下端は歩道がある道路では地上から 2.5m以上（歩道がない場合では 4.7m以上） ○上端は壁面を超えない</p>				
④壁面（塀） 利用広告	ガイド ライン	D-1. 壁面（塀）利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避け、一体的な沿道景観を創出するため、必要最低限の個数とし、更に、富士山への眺望を阻害しないようにするため、3 階以上の壁面には設置しない。 D-2. 大きさは、富士山への眺望を阻害しないようにするため、壁面（塀）面積の 1/5 以内とするとともに、南側立面方向の壁面（塀）においては合計で 10 m ² 以内とする。 D-3. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。 D-4. 近隣の敷地に壁面（塀）利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、三保駒越線側の壁面（塀）利用広告の上端の高さをできる限り揃える。 D-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。 D-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とする。 D-7. 壁面（塀）の端から突き出さない。 D-8. 窓面やその他開口部を覆わない。	D-1. 壁面（塀）利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避け、一体的な沿道景観を創出するため、必要最低限の個数とする。 D-2. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。 D-3. 近隣の敷地に壁面（塀）利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、塚間羽衣線側の壁面（塀）利用広告の上端の高さをできる限り揃える。 D-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。 D-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とする。 D-6. 壁面（塀）の端から突き出さない。 D-7. 窓面やその他開口部を覆わない。	D-1. 壁面（塀）利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避け、一体的な沿道景観を創出するため、必要最低限の個数とし、更に、魅力ある眺望景観を創出するため、3 階以上の壁面には設置しない。 D-2. 大きさは、富士山への眺望を阻害しないようにするため、壁面（塀）面積の 1/5 以内とするとともに、南側立面方向の壁面（塀）においては合計で 6 m ² 以内とする。 D-3. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。 D-4. 近隣の敷地に壁面（塀）利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、羽衣海岸線側の壁面（塀）利用広告の上端の高さをできる限り揃える。 D-5. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。 D-6. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とする。 D-7. 壁面（塀）の端から突き出さない。 D-8. 窓面やその他開口部を覆わない。	D-1. 壁面（塀）利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、必要最低限の個数とする。 D-2. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。 D-3. 近隣の敷地に壁面（塀）利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、参道側の壁面（塀）利用広告の上端の高さをできる限り揃える。 D-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。 D-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とする。 D-6. 壁面（塀）の端から突き出さない。 D-7. 窓面やその他開口部を覆わない。	D-1. 壁面（塀）利用広告は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、必要最低限の個数とする。 D-2. 複数設置する場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさや配置を揃える。 D-3. 近隣の敷地に壁面（塀）利用広告がある場合は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、神の道側の壁面（塀）利用広告の上端の高さをできる限り揃える。 D-4. 形態・意匠は、過度に派手なものは避け、魅力ある沿道景観を創出するため、切り抜き文字を用いる等、できる限りシンプルなデザインとする。 D-5. 地の色は、過度に派手なものは避け、一体的な沿道景観を創出するため、彩度 5 以下の落ち着いた色彩とする。 D-6. 壁面（塀）の端から突き出さない。 D-7. 窓面やその他開口部を覆わない。
	現状 規制	<p>【静岡市屋外広告物条例】 第 1 種特別規制地域・第 2 種特別規制地域 ○壁面（塀）の面積が 300 m²未満：壁面（塀）面積の 1/5 以内（壁面（塀）面積の 1/5 が 15 m²未満の場合：15 m²まで可） ○壁面（塀）の面積が 300 m²以上：壁面（塀）面積の 1/10 以内（壁面（塀）面積の 1/10 が 60 m²未満の場合：60 m²まで可）</p>			<p>共通事項 ○壁面（塀）の端から突き出さない ○窓その他開口部を覆わない</p>	

項目	ガイドラインの配慮内容事項及び現状規制概要					
		1. (県) 三保駒越線(三保街道)	2. (市) 塚間羽衣線	3. (市) 羽衣海岸線	4. 参道	5. 神の道
⑤のぼり	ガイドライン	E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。	E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。	E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避け、富士山への眺望を阻害しないようにするため、設置しない。	E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。	E-1. のぼりは、煩雑な沿道景観となることを避けるため、設置しない。
	現状規制	【静岡市屋外広告物条例】 第1種特別規制地域・第2種特別規制地域 ○1本当たりの表示面積は、1面につき2㎡以内 ○道路の路端から5メートル以内の範囲に表示し、または設置する場合においては、相互の間隔は5メートル以上				
⑥その他	ガイドライン	F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。 また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。 F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。 F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く。）としない。	F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。 また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。 F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。 F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く。）としない。	F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。 また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。 F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。 F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く。）としない。	F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。 また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。 F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。 F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く。）としない。	F-1. 置き看板及び立看板は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、大きさを抑えるとともに、できる限り木材等の素材感を活かしたものとする。 また、表示面や広告物が劣化、破損している場合は補修又は更新する。 F-2. はり紙・チラシ等は、煩雑な沿道景観となることを避けるため、イベント時等の必要期間だけとし、同一のものを2枚以上続けて掲出しない。 F-3. 動光（電光表示）、点滅照明、ネオン照明、照明が回転するもの、光源が露出したもの（広告を直接照らすものを除く。）としない。
	現状規制	○特になし				

三保半島景観形成ガイドライン
[たてもの・看板編]

平成 27 年 4 月 初版発行

発行者 静岡市都市局建築部建築総務課
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
電話 054-221-1049 (都市景観推進係)
054-221-1123 (屋外広告物係)